

関西電力株式会社 御中

調 査 報 告 書

2020年3月14日

第三者委員会

委員長 但 木 敬 一

委 員 奈 良 道 博

委 員 貝阿彌 誠

特別顧問 久保井 一 匡

目次

第1章 本調査及び調査結果の概要	10
第1 本調査の概要	10
1 当委員会の設置の経緯及び目的	10
2 当委員会の構成	10
3 本調査の期間及び当委員会の開催日程	11
4 本調査の方法	12
(1) 関係者に対するヒアリング	12
(2) 関連資料の分析	13
(3) デジタル・フォレンジック調査	13
(4) 書面調査	14
(5) ホットライン調査	15
(6) 資料提供窓口	16
(7) 現地視察	17
(8) 専門的知見の補完	17
(9) 本調査の実効性を高めるための措置	17
5 本報告書の前提条件・限界	19
第2 本調査結果の概要	21
1 はじめに	21
2 関西電力等の役職員による森山氏からの多額の金品受領及び森山氏からの要求に沿った本件事前発注約束等	21
3 森山氏による金品提供の意図・目的	22
4 森山氏と関西電力との関係の形成プロセス	24
5 関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった原因	25
6 本件問題発覚後の関西電力の対応	26
7 原因及び再発防止策	27
第2章 電気事業等の概要について	29
第1 電気事業について	29
1 電気事業の概要	29
(1) 電気事業の種類	29
(2) 電気事業における制度改革	30
(3) 電気事業のイメージ	31
2 電気事業における電気料金の決定方法	31

(1) 小売全面自由化前の電気料金の決定方法.....	31
(2) 小売全面自由化前の供給約款の認可要件.....	32
(3) 小売全面自由化後の電気料金.....	33
(4) 小売全面自由化後の小売電気事業の状況.....	34
(5) 小売全面自由化前後の関西電力の状況.....	34
第2 原子力事業の概要	36
1 日本における原子力事業	36
(1) 日本の原子力事業の沿革.....	36
(2) 原子力発電所の立地の流れ.....	37
(3) 原子力発電所の運用.....	40
2 原子力事業と地域の関わり	41
(1) 電源三法交付金（公的な地域振興）	42
(2) 電力会社による立地地域の振興.....	44
3 関西電力の原子力事業	45
(1) 関西電力における原子力発電所の設置及び運用の沿革.....	45
(2) 関西電力における原子力事業の現状.....	49
第3 関西電力の成り立ち	53
1 関西電力の概要	53
2 関西電力の組織体制及びガバナンス体制	53
3 本件問題と関係する業務執行機関	53
(1) 原子力事業本部.....	54
(2) 京都支社.....	55
(3) 総務室.....	56
(4) 調達本部.....	57
4 関西電力のグループ会社	58
第3章 森山氏と関西電力との関係	59
第1 森山氏の経歴並びにその地位及び活動	59
1 概要	59
2 高浜町役場における職務	60
3 役場職員以外の地方自治体における地位及び活動	60
(1) 福井県における地位及び活動.....	60
(2) 高浜町における地位及び活動.....	61
4 部落解放同盟における地位及び活動	61
5 関電プラント及び本件取引先等における地位及び活動	62
(1) 関電プラントにおける地位及び活動.....	62
(2) 本件取引先における地位及び活動.....	62

(3) その他の関西電力の取引先における地位及び活動	65
第2 森山氏と関西電力の関係	68
1 高浜町役場在職時代の森山氏と関西電力の関係	68
(1) 高浜発電所3号機及び4号機の増設に対する協力	68
(2) 原子力発電所の運営に対する協力	69
(3) 芦原氏、内藤氏との関係について	73
2 高浜町役場退職後の森山氏に対する関西電力の懸念とその淵源	74
3 高浜町退職後の森山氏と関西電力の関係	76
(1) 森山氏に対する経済的利益の提供及び饗応接待	76
(2) 関西電力の役職員に対する人権研修	77
(3) 関西電力の役職員に対する森山氏の罵倒・叱責	78
(4) 関西電力に対する森山氏からの要求	79
第4章 本件問題（本件金品受領行為及び本件事前発注約束等）について	81
第1 関西電力等の役職員による金品受領	81
1 関西電力等における取引先からの贈答・接待について	81
(1) 関西電力等における取引先からの贈答・接待に関するルール	81
(2) 関西電力グループにおける取引先からの贈答品受領に関する傾向	82
(3) 関西電力等における取引先からの贈答・接待に関連する懲戒事例	83
2 関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品受領の状況	84
(1) 関西電力が実施した本件社内調査により判明した金品受領の状況	84
(2) 本調査により判明した金品受領の状況	86
(3) 金品受領・返却等の状況の分析	86
3 役職員への金品提供者及びその金品の原資	94
(1) 役職員への金品提供者と原資の抛出者が一致するケース	95
(2) 森山氏が提供した金品の原資	98
第2 森山氏に対する本件事前発注約束等	100
1 森山氏に対する本件事前発注約束等の概要	100
2 本件事前発注約束等の具体例	101
(1) 本件事前発注約束の具体例①（事前に本件取引先等に個別の工事等を発注することを約束するケース）	101
(2) 本件事前発注約束の具体例②（本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケース）	104
第3 本件取引先等に対する発注の適切性	109
1 関西電力及び関電子会社6社から本件取引先に対する発注状況	109
(1) 関西電力から本件取引先に対する直接発注の状況	109
(2) 関電子会社6社から本件取引先に対する間接発注の状況	114

2	本件取引先への発注に関する問題点	118
(1)	特命発注案件に関する問題点	118
(2)	競争発注案件に関する問題点	146
3	その他の発注に関する問題点	149
(1)	関電不動産開発による吉田開発への発注に関する問題点	149
(2)	関西電力の熊谷組への発注について	151
第5章	本件問題（本件金品受領行為及び本件事前発注約束等）に関する総括的分析	155
第1	関西電力の取引についての森山氏の介入、本件金品受領行為及び本件事前発注約束等	155
第2	森山氏による金品提供の意図・目的	156
第3	森山氏と関西電力との関係の形成プロセス	159
第4	関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった理由	161
第5	不都合な真実と向き合わない内向きの企業体質	163
第6章	本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応	164
第1	本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応に関する事実関係	164
1	国税局の吉田開発に対する税務調査開始までの本件金品受領問題への対応	164
2	国税局の吉田開発に対する税務調査開始後の金品の返却	164
3	本件社内調査及び金沢国税局への対応	165
4	本件社内調査報告書提出後の取締役らの動き	167
(1)	会長の八木氏及び社長の岩根氏による方針決定	167
(2)	監査役による検討	168
(3)	常任監査役によるヒアリングを受けた執行部の動き	169
5	追加調査の実施	170
6	本件金品受領問題関係者の人事・処遇	170
(1)	八木氏らに対する社内処分	170
(2)	金品を受領していた豊松氏らに対する処遇	171
第2	本件金品受領問題発覚後の関西電力の対応についての問題点	173
1	本件社内調査のプロセス及び範囲について	173
2	取締役会に本件問題の報告が行われなかったことなどについて	174
(1)	執行部が取締役会に報告しなかったこと	174
(2)	執行部による監査役会への報告が遅滞したこと	175
(3)	監査役が取締役会に報告しなかったこと	176
(4)	本件問題の公表の要否・適否が取締役会で議論されず、公表が行われなかったこと	177
3	金品受領者らに対する処遇について	178
第7章	原因分析	180

第1	本件金品受領行為及び本件事前発注約束等に関する原因分析.....	180
1	本件問題に関わった関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと	180
2	経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと	181
3	透明性を欠く誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと.....	182
4	原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと.....	184
第2	本件問題発覚後の問題点に関する原因分析	186
第3	関西電力にはびこる内向きの企業体質（ユーザー目線の欠落と透明性の軽視）	188
第8章	再発防止策	190
第1	ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成	190
第2	内向きの企業体質の是正（取締役会長に社外の者を）	192
第3	地元を重視する施策についての透明性の向上	194
第4	取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定.....	195
第5	悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス体制の再構築	196
■	結語に代えて	198

主な用語・定義語一覧

用語・定義語	内容
1. 主な団体名、個人名	
関西電力	関西電力株式会社を指す。 なお、第5章等の総括的内容を述べている箇所において、明示的に断った上で、同社の一部の子会社を含め単に「関西電力」と呼称している箇所もある。
関電プラント	関電プラント株式会社（旧商号：関電興業株式会社）を指す。
関電不動産開発	関電不動産開発株式会社（旧商号：関電不動産株式会社、関電産業株式会社）を指す。
関電パワーテック	株式会社関電パワーテックを指す。
環境総合テクノス	株式会社環境総合テクノスを指す。
関西電力等	関西電力、関電プラント及び関電不動産開発の3社を総称して指す。
関西電力グループ	関西電力及びそのグループ会社を総称して指す。
森山氏	森山榮治氏を指す。
吉田開発	吉田開発株式会社を指す。
柳田産業	柳田産業株式会社を指す。
オーイング	株式会社オーイングを指す。
塩浜工業	株式会社塩浜工業を指す。
本件取引先	関西電力が、本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた5社を総称して指す。
本件取引先等	本調査の結果、本件取引先以外で森山氏と一定の関係を有していたと認められた企業と本件取引先を総称して指す。
2. 本調査に関する用語	
当委員会	2019年10月9日、関西電力からの委嘱により組成された第三者委員会を指す。
本調査	当委員会による調査を指す。
本件ヒアリング	当委員会が、関西電力グループの役職員及び元役職員並びにその他社外の者に対して実施したヒアリングを総称して指す。
本件ヒアリング対象者	本件ヒアリングの対象者を指す。
本件デジタル・フォレンジック調査	関西電力の電子メールサーバー、共有フォルダ、電子機器等内の電子データに対する調査を指す。
本件書面調査	原子力事業本部、各原子力発電所、京都支社の幹部職員・元幹部職員を中心に、行われた書面による調査を指す。
本件書面調査対象者	本件書面調査の対象者を指す。
本件ホットライン	関西電力の全役職員及び元役職員並びに同社の子会社6社の全役職員を対象に設置された3種類のホットラインを総称して指す。
本件資料提供窓口	関西電力グループの役職員及び元役職員が、関西電力グループが発注する工事又は業務について、森山氏に対して提供した資料・データ等を当委員会に提供するために

用語・定義語	内容
	設置した、当委員会の窓口を指す。
本件社内調査委員会	2018年6月22日に設置が決定された、3名の社外の弁護士を含む関西電力の社内調査委員会を指す。
本件社内調査	本件社内調査委員会による調査及びこれに先立って総務室法務部門が事務局となって行った調査を総称して指す。
本件社内調査報告書	本件社内調査委員会が作成した2018年9月11日付報告書を指す。
本件金品受領問題	関西電力の役職員等が森山氏及び本件取引先等から金品等を受領していた問題を指す。
本件金品受領行為	関西電力の役職員等が森山氏及び本件取引先等から金品等を受領していた行為を指す。
本件事前発注約束	関西電力の役職員等が、森山氏の要求に応じる形で、森山氏に対し、本件取引先等に発注する工事等の内容や年度ごとの発注予定額を伝え、発注予定額に見合う工事等を発注することを約束していたことを指す。
本件事前情報提供	関西電力の役職員等が、森山氏に対し、将来施工予定又は現在施工中の工事等に関する情報（案件名、内容、発注・施工の時期、費用の概算額等）を提供していたことを指す。
本件事前発注約束等	本件事前発注約束及び本件事前情報提供を総称して指す。
本件問題	本件金品受領問題及びその後判明した関連問題を含めた問題全体を指す。
3. 関西電力の組織、規程類に関する用語	
原子力事業本部	原子力企画部門、原子力安全部門、原子力発電部門、原子力技術部門及び原子燃料部門の5つの部門並びに地域共生本部で構成された事業本部を指す。
旧若狭支社（旧福井原子力事務所）	原子力の安全管理、原子力発電所の供給力の安定確保、地域対策、広報活動の一元化を目的として、福井県に集中する関西電力の原子力発電所を統括管理していた組織体を指す。
美浜発電所	福井県三方郡美浜町に所在する関西電力の原子力発電所を指す。
高浜発電所	福井県大飯郡高浜町に所在する関西電力の原子力発電所を指す。
大飯発電所	福井県大飯郡おおい町（原子力発電所設置当時は「大飯町」）に所在する関西電力の原子力発電所を指す。
京都支社（旧京都支店）	京都における対外対応拠点として、関西電力の事業への理解獲得につながる地域対応の推進や地域統括機関等の活動支援、非常災害時の統括を担っていた支社を指す。なお、京都支店時は上記の他に送電線、変電所、配電線の維持管理、設置及び改修工事等も担っていた。
コンプライアンス委員会	関西電力の社長、社長から任命された副社長、常務執行役員、事業本部長、カンパニー長、本部長、副事業本部長、副本部長、室長及び関西電力労働組合本部執行委員

用語・定義語	内容
	長、並びに社長から委嘱を受けた社外委員から構成され、①グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定、②グループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整及び実施の促進、③その他コンプライアンスに関する事項を業務として行う委員会を指す。
4. 電力事業一般に関する用語	
旧一般電気事業者	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社（2016年3月31日以前の商号。現東京電力ホールディングス株式会社。）、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力、四国電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社の10社を総称して指す。
新電力	旧一般電気事業者以外の小売電気事業者を指す。
2014年改正前電気事業法	2014年改正前の電気事業法を指す。
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を指す。
定期検査	原子炉等規制法に基づき、原子力発電所における主要な設備について、前回の検査後13か月以内に運転を停止し、定期的に検査し、その結果を記録することを指す。
5. 発注に関する用語	
登録取引先	関西電力が、取引先として登録をした取引先を指す。
競争発注	登録取引先の中から最適の2社以上を選定の上、競争見積の方法によって発注することを指す。
特命発注	特定の取引先を指名して発注することを指す。
特命理由	特命発注に際して付す、当該発注先に発注する理由を指す。

第1章 本調査及び調査結果の概要

第1 本調査の概要

1 当委員会の設置の経緯及び目的

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、関西電力の役職員が森山榮治氏（以下「森山氏」という。）らから金品等を受領していた問題¹について、2018年2月以降実施された国税庁金沢国税局（以下「金沢国税局」という。）による税務調査を契機として社内調査を開始し、同年6月22日には、3名の社外の弁護士を含む社内調査委員会（以下「本件社内調査委員会」という。）の設置を決定した。これを受け、本件社内調査委員会は調査²を行い、関西電力に対して、同年9月11日付報告書（以下「本件社内調査報告書」という。）を提出した。

その後、2019年9月26日、共同通信社が上記問題に関する報道を配信し、同問題が公になったことを受け、関西電力は、同問題及び本件社内調査報告書を公表するとともに、客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年10月2日、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決定した。

その後、当委員会は、2019年10月9日、関西電力から、以下の事項について調査（以下「本調査」という。）の委嘱を受け、調査を実施した。本報告書は当委員会が本調査の結果を報告するものである。

- ① 森山氏関係調査
- ② 類似事案調査
- ③ 当時からこれまでの関西電力の対応
- ④ 上記①～③についての背景・根本原因の究明並びに再発防止策の提言

2 当委員会の構成

当委員会は、以下の委員及び特別顧問から構成される。

¹ 税務調査を契機として、その後、金品受領者がより広範にわたることが判明し、また、森山氏に対する情報提供等の関連する問題も明らかになっている。本報告書では、こうした金品受領問題を「本件金品受領問題」といい、その後判明した関連問題を含めた全体を「本件問題」と総称する。

² 本報告書では、本件社内調査委員会による調査及びこれに先立って総務室法務部門が事務局となって行った調査を「本件社内調査」と総称する。

	氏名	経歴
委員長	但 木 敬 一	T&T パートナーズ法律事務所・弁護士 元検事総長
委 員	奈 良 道 博	半蔵門総合法律事務所・弁護士 元第一東京弁護士会 会長
委 員	貝阿彌 誠	大手町法律事務所・弁護士 元東京地方裁判所 所長
特別顧問	久保井 一 匡	久保井総合法律事務所・弁護士 元日本弁護士連合会 会長

また、当委員会は、本調査を補助させるため、森・濱田松本法律事務所に所属する下記の弁護士を委員補佐として選任した。

北田幹直、横田真一朗、山内洋嗣、山田徹、臼井慶宜、田尻佳菜子、木山二郎、北和尚、黒田大介、小林雄介、小田輝、加藤裕之、眞木純平、千原剛、村田昇洋、後潟伸吾、片野泰世、近藤武尊、中津卓、平岡優、山内裕雅、奥田敦貴、高橋圭

当委員会は、その設置に当たり、日本弁護士連合会が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日付、同年12月17日改訂）に準拠している。

なお、当委員会は、森・濱田松本法律事務所に所属する上記弁護士以外の弁護士による、関西電力及びそのグループ会社に対する法的助言の事実を確認したが、事案の内容、報酬規模、助言提供の時期等の具体的事情に鑑みて、同事務所の上記弁護士に関西電力との間の特別な利害関係は認められず、本調査を補助させることに問題はないと判断した。

また、当委員会は、関西電力の経営監査室に所属する経営監査室長以下数名の担当者を当委員会の事務局とし、関係資料の収集やヒアリングの日程調整等の本調査の補助に関する業務を行わせた。当委員会は、本調査の独立性を確保するため、当委員会と関西電力との間で締結された第三者委員会委託契約書において、あらかじめ、関西電力に対し、当該事務局を当委員会の直属とした上で、関西電力との間で厳格な情報隔壁を設けることを義務付けている。

3 本調査の期間及び当委員会の開催日程

当委員会は、2019年10月9日から2020年3月13日までの間、本調査を実施

した。

また、当委員会は、以下の日程で委員会を計 14 回開催した。

委員会	日付	開催地
第 1 回	2019 年 10 月 13 日	東京都内
第 2 回	2019 年 10 月 28 日	東京都内
第 3 回	2019 年 11 月 14 日	大阪府内
第 4 回	2019 年 11 月 26 日	東京都内
第 5 回	2019 年 12 月 15 日	大阪府内
第 6 回	2019 年 12 月 26 日	東京都内
第 7 回	2020 年 1 月 9 日	大阪府内
第 8 回	2020 年 1 月 23 日	東京都内
第 9 回	2020 年 2 月 3 日	大阪府内
第 10 回	2020 年 2 月 11 日	東京都内
第 11 回	2020 年 2 月 25 日	大阪府内
第 12 回	2020 年 3 月 5 日	東京都内
第 13 回	2020 年 3 月 10 日	東京都内
第 14 回	2020 年 3 月 13 日	大阪府内

4 本調査の方法

当委員会は、以下の方法により、本調査を実施した。

(1) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、以下のとおり、①関西電力及びそのグループ会社（以下「関西電力グループ」と総称する。）の役職員及び元役職員並びに②その他社外の者の合計 214 名に対し延べ 248 回のヒアリングを実施した（以下、これらのヒアリングを「本件ヒアリング」と総称し、本件ヒアリングの対象者を「本件ヒアリング対象者」という。）³。

ア 関西電力グループの役職員及び元役職員に対するヒアリング

当委員会は、本調査に必要な情報を認識している可能性のある関西電力グループの役職員及び元役職員 197 名に対し延べ 230 回のヒアリングを実施した。

イ その他社外の者に対するヒアリング

³ ヒアリング対象者が匿名を希望したヒアリングも人数や回数には含まれている。

当委員会は、高浜町関係者等、本調査に必要な情報を認識している可能性がある社外の者に対し、ヒアリングを実施した。

また、当委員会は、本件社内調査報告書等の内容を基に、森山氏と一定の関係を有し、かつ、本調査に必要な情報を認識している可能性のある企業の関係者に対してヒアリングを実施した。

具体的には、当委員会は、まず、関西電力が本件社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた、吉田開発株式会社（以下「吉田開発」という。）、柳田産業株式会社（以下「柳田産業」という。）、株式会社オーイング（以下「オーイング」という。）、株式会社塩浜工業（以下「塩浜工業」という。）及び **XI 社**⁴の5社（以下、これらの5社を「本件取引先」と総称する。）の役職員に対しヒアリングを実施した。

しかし、その後の調査等により、本件取引先においてはそれぞれ森山氏と一定の関係が認められたものの、その関係の深さはそれぞれ異なり、また、森山氏と類似した関係を有する企業は上記5社に限られないことが判明した（**後記第3章**で詳述）。こうした観点から、上記5社のみを「森山氏関連企業」など一括りに表現することは適切でないと判断し、本報告書では「森山氏関連企業」等の用語を用いず、関西電力が本件社内調査報告書等で森山氏と一定の関係を有するとしていた上記5社を「本件取引先」と総称し、本調査の結果、森山氏と一定の関係を有すると認められたこれら以外の企業を含めて「本件取引先等」と総称することとした。本調査では、本件取引先以外の本件取引先等の役職員に対するヒアリングも実施している。

(2) 関連資料の分析

当委員会は、本調査を行う上で必要な範囲で、関西電力グループの規程、議事録、契約書等の資料の分析を行った⁵。

(3) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、PwC アドバイザリー合同会社（以下「PwC アドバイザリー」という。）に依頼し、本調査に必要な情報が保存されている可能性があるメールサ

⁴ 本件取引先のうち、**XI 社**については、**後記第4章第3、2(1)ア(オ)**のとおり、発注取引に関するコンプライアンス上の問題を他の本件取引先と同列に評価すべきではなく、相対的に森山氏との関係性が希薄であると認められ、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、匿名化処理をしている。

⁵ なお、当委員会は、本件ヒアリング対象者等から提供を受けた資料も必要と認める範囲で参照した。

ーバーに含まれるデータを保全させ、結果として、80名分の電子メールをレビュー対象として抽出した。

また、上記に加え、45名分の個人フォルダ、28個の共有フォルダ、関西電力が貸与している38台のパソコン、7台のスマートフォンに係るデータについても保全の上、パソコンについて復元可能な削除データの復元作業を行わせ、これらの中に含まれている電子データもレビュー対象として抽出している。

結果として、これらのデータは、効率性を高めるためキーワード検索等により約40万件に絞り込んだ上で、一次的なレビューはPwCアドバイザーが、二次的なレビューは当委員会が行う体制で調査（以下「本件デジタル・フォレンジック調査」という。）を行った。

(4) 書面調査

ア 本件書面調査の実施方法

当委員会は、森山氏と接触があった可能性が高いと認められた、原子力事業本部、各原子力発電所、京都支社の幹部職員・元幹部職員を中心に、605名の関西電力グループの役職員及び元役職員（以下「本件書面調査対象者」という。）を対象とする書面調査（以下「本件書面調査」という。）を行った。

イ 本件書面調査の実施期間及び回収方法

当委員会は、本件書面調査対象者に対して、「書面調査の実施について」と題する文書を発出し、電子システム上での入力又は質問事項用紙を郵送する方法により回答するよう要請し、回答が困難と認められる例外的な事情があった者を除く全ての者から回答を得た。

ウ 本件書面調査の質問項目及び回答結果

本件書面調査の質問項目の内容及び各項目に係る回答方法の詳細は別紙 1-1-4-4 のとおりであるが、主に、森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品等（一般的な歳暮・中元を含む。）を受領したか否か並びにこれらの具体的内容について回答を求めた。

回答者の合計数は604名である。

(5) ホットライン調査

ア ホットラインの設置方法

当委員会は、本調査に必要な情報を幅広い関係者から収集するために、以下の者を対象に、下記の対象情報を当委員会に提供するための3種類のホットライン（以下「本件ホットライン」と総称する。）を設置した。詳細は別紙1-1-4-5のとおりである。

- ① 関西電力の全役職員：約2万1000名
- ② 関西電力の元役職員：約8000名⁶
- ③ 関西電力の以下の子会社6社（以下「関電子会社6社」と総称する。）⁷の全役職員：約7000名
 - ・ 関電プラント株式会社（以下「関電プラント」という。）
 - ・ 関電不動産開発株式会社（以下「関電不動産開発」という。）
 - ・ 株式会社関電パワーテック（以下「関電パワーテック」という。）
 - ・ 株式会社環境総合テクノス（以下「環境総合テクノス」という。）
 - ・ 関電サービス株式会社
 - ・ 株式会社かんでんエンジニアリング

【対象情報】

森山氏又は森山氏と関連を有するとみられる企業から金品（一般的な歳暮や中元を含む。）を受領したか否か及びこれら以外の企業等から金品を受領したか否か並びにこれらの具体的内容等

イ 本件ホットラインの設置期間

本件ホットラインの設置期間は、それぞれ以下のとおりである。ただし、設置期間満了後の利用も受け付け、調査の対象とした。

- ① 関西電力の全役職員：2019年10月29日から同年11月13日まで
- ② 関西電力の元役職員：同年11月25日から同年12月13日まで
- ③ 関電子会社6社の全役職員：同年11月15日から同年12月10日まで

⁶ 関西電力のOB会の登録会員総数を記載している。

⁷ 本件取引先に対する発注実績が確認された関西電力の子会社18社のうち、本件取引先に対する発注件数及び発注金額が相対的に多いと判断した6社を選定した。

ウ 本件ホットラインの受付状況

本件ホットラインについて、それぞれ以下の件数の利用があった。

- ① 関西電力の全役職員：126 件
- ② 関西電力の元役職員：10 件
- ③ 関電子会社 6 社の全役職員：4 件

(6) 資料提供窓口

ア 資料提供窓口の設置方法

当委員会は、関西電力グループの役職員及び元役職員が、関西電力グループが発注する工事又は業務について、森山氏に対して提供した資料・データ等に関して、幅広い関係者から情報を収集するために、以下の者を対象に、下記の対象資料・データを当委員会に提供するための資料提供窓口（以下「本件資料提供窓口」という。）を設置した。

- ① 関西電力の全役職員：約 2 万 1000 名
- ② 関電子会社 6 社の全役職員：約 7000 名

【対象資料・データ】

関西電力グループ発注に係る工事又は業務について、関西電力グループの役職員が森山氏に対して提供した資料・データ等

イ 本件資料提供窓口の設置期間

本件資料提供窓口の設置期間は、2019 年 12 月 17 日⁸から同月 26 日までの間とした。ただし、期間満了後に提出された資料も受領し、調査の対象とした。

ウ 本件資料提供窓口の受付状況

本件資料提供窓口について、5 件の利用があった。

⁸ 関電不動産開発については、2019 年 12 月 18 日から設置した。

(7) 現地視察

当委員会は、委員・特別顧問 4 名全員及び一部の委員補佐において、2019 年 11 月 3 日及び同月 4 日、高浜発電所が所在する高浜町に赴き、原子力発電所内部の工事の状況、本件取引先が実際に行った工事の内容、高浜町の文化施設等の視察を行った。また、当委員会は、美浜町に所在する原子力事業本部を訪問するなど必要な現地視察を行った。

(8) 専門的知見の補完

当委員会は、電気事業に関する政策・規制その他行政一般に関する専門的知見を補完するために資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会事務局から、税務行政一般に関する専門的知見を補完するために国税庁から、それぞれヒアリングを実施した。

(9) 本調査の実効性を高めるための措置

ア 本件ヒアリングにおける措置

本件ヒアリングでは、事実に即した回答を得て調査の実効性を高めるために、本件ヒアリングで自らが知っている事実を漏れなく述べ又は事実に反することを述べないなど、本件調査に対して誠実に協力することを内容とする書面について、本件ヒアリング対象者から署名を得るなどの措置を講じた。また、本件ヒアリング対象者に対し、調査の結果判明した未公表の事実を示して質問を行う必要がある場合があり、その事実が第三者に漏れることにより証拠隠滅等が図られることを防止するために、本件ヒアリングの内容を口外しないことを誓約させるなど必要に応じた措置を講じた。

イ 本件書面調査における措置

本件書面調査では、調査の独立性を高めるために、回答を記入した質問事項用紙を当委員会の事務局弁護士事務所宛てに直接郵送する回答方法及び電子システムを利用した Web サイト経由での回答方法を採用した。

また、事実に即した回答を得て本件書面調査の実効性を高めるために、大要、以下の(i)～(iii)の注意事項を質問事項用紙に記載した。

(i)本件書面調査に対して誠実に回答することが職務上の義務であり、合理的

な理由のない回答拒否、あるいは、事実と反する回答、又は不正・不当な行為あるいはそのおそれがある行為について事実を隠したことなどが発覚した場合、懲戒処分等の不利益を受ける可能性がある。

(ii) 本件書面調査での回答に基づき、氏名を特定して公表することはない。

(iii) 回答内容は当委員会において管理することによって適正な取扱いを確保することとし、提供された回答内容等につき、原則として、本調査の目的以外には使用しない。

ウ 本件ホットラインにおける措置

本件ホットラインの利用方法としては、広く情報を募るために、電子メール、電話、郵送という複数の手段を用意し、また、匿名での本件ホットラインの利用も許容した。

さらに、本件ホットラインの利用を促進するために、本件ホットラインを利用したことや、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、関西電力グループが、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件ホットラインに対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件ホットラインに係る通達を個別にメールで発信した。関西電力の元役職員に対しては、関西電力が元役職員の個別の連絡先を有していなかったため、本件ホットラインに係る通達が、関西電力の元役職員向けのポータルサイトの冒頭に表示されるようにした。そして、当該ポータルサイトに本件ホットラインに係る通達が掲載されている事実について、2019年11月26日の第三者委員会開催直後の報道各社向けメール及び同年12月15日の第三者委員会による記者会見における当委員会委員長による発言の中でも触れることで広く周知を図った。加えて、各地の関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局（原子力関連の業務に従事していた関西電力の元役職員が組織する OB 会事務局を含む。）の可能な限りでの協力を得て、情報の周知に努めた。

エ 本件資料提供窓口における措置

本件資料提供窓口の利用方法としては、電子メール、郵送という複数の手段を用意した。また、広く情報を募るために、匿名での利用も許容した。

さらに、本件資料提供窓口の利用を促進するために、関西電力グループが、資料提供窓口に対象資料・データ等を提供したこと（そのために必要な範囲での会

社資料・データへのアクセス及び利用を含む。) や、その後の当委員会による調査に協力したことを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な取扱いも行わないことを約束している旨を明示した。

加えて、本件資料提供窓口に対しては、利用を促進する観点から、関西電力の全役職員及び関電子会社 6 社の全役職員に対しては、本件資料提供窓口に係る通達を個別にメールで発信した。

5 本報告書の前提条件・限界

本調査においては、調査の目的を果たすため、合理的な方法を用いることができたものと判断しているが、以下の限界・制約等が存した。

第一に、当委員会は、本件問題の背景・根本原因を究明するため、可能な限り過去に遡った調査を行った。しかし、既に関係者が他界していたり、高齢のためヒアリング等に応じることが困難であるといったケースがあった。とりわけ、森山氏、1970年代から1980年代に関西電力の幹部の地位にあった者、本件取引先等の幹部を含む社外の関係者等、過去における本件問題の背景事情を直接体験し、当時の事実関係をよく知る者のうち少なくない者が既に他界していた。

第二に、本調査は、捜査機関による強制捜査とは異なり、関係者の任意の協力に基づくものであるところ、本調査実施時点において関西電力グループに在籍していた者からヒアリングや資料提供を拒否されることはなかったが、同時点で関西電力グループに在籍する者以外の一部の社外関係者の中には当委員会のヒアリングを拒否する者もいた。

第三に、本調査における各認定事実は、関西電力グループから開示を受けた資料及び関係者のヒアリング等を前提としているところ、その性質上、以下に掲げる前提に服する。

- (1) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した書類は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること。
- (2) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、当委員会に開示・提出した情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと。
- (3) 当委員会が、文書・データの一部のみの開示を受けたものである場合において、このような一部の文書・データは、当該文書・データ全体の内容を適切に反映しており、当該文書・データ全体についての誤解を生じさせるものではないこと。
- (4) 関西電力グループ及び本件ヒアリング対象者等が、本報告書において明示的に記載された事項を除き、当委員会の検討対象となった事項について

て重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことはないこと。

第四に、当委員会の調査は、**前記 1** 記載の本調査の目的及び**前記 4** 記載の本調査の方法で行われたものであり、以下の限界に服することにも留意されたい。

- (1) 本調査の結果は専ら**前記 4** に記載されている調査方法に依拠するものであり、当委員会がこれら以外の情報により検証を行ったものではないこと。
- (2) 本件書面調査のデータ入力業務、集計業務及びデータ集計後のレポート作成業務については、**前記 4** に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。
- (3) 本件デジタル・フォレンジック調査において、同調査の対象としたデータの保全業務、削除されたデータの復元等のデータ処理及び一次レビュー等については、**前記 4** に記載する方法によっており、業務委託先による作業結果に依拠していること。
- (4) 本報告書における事実の認定及び法令解釈について、司法機関又は行政機関が当委員会と同様の見解を採用することを保証するものではないこと。

なお、本報告書は、**前記 1** 記載の目的のため作成されたものであり、それ以外の目的のため使用されること、及び、第三者により利用又は依拠されることを予定しておらず、当委員会は関西電力以外の第三者に対し何らの責任を負うものではない。

また、本調査は、**前記 1** の調査の目的の範囲内で行われたものであり、当該目的の範囲に含まれない関西電力グループが抱える問題点を網羅的に調査して評価分析するものではない。

本報告書は、当委員会が本報告書の目的・意義、プライバシー等への配慮及び機密保持の要請並びにこれらについて関西電力から聴取した意見等を総合考慮の上、関西電力に提出した調査報告書に一定の加除修正を行ったものである。

第2 本調査結果の概要

1 はじめに

当委員会は、2019年10月9日に関西電力から本調査の委嘱を受けて以来、本件問題の真相を究明するべく、関西電力グループの役職員及び元役職員並びにその他社外の者合計214名に対し延べ248回のヒアリングを実施し、関西電力及び一部の子会社の役職員600名以上を対象にした書面調査、電子メール等に関するデジタル・フォレンジック調査、ホットライン調査、関係資料の精査等を行ってきた。

本調査により判明した事実及びその分析結果は第2章から第8章で詳述するとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

2 関西電力等の役職員による森山氏からの多額の金品受領及び森山氏からの要求に沿った本件事前発注約束等

関西電力が実施した本件社内調査で判明した23名の金品受領者以外に、本調査によって、更に52名⁹の関西電力、関電プラント及び関電不動産開発（以下、関西電力に関電プラント及び関電不動産開発の2つの子会社を合わせた3社を「関西電力等」という。）の役職員（関西電力41名、関電プラント7名、関電不動産開発7名）が森山氏又は同氏と関係が深いとみられる企業から金品を受領していたことが判明した。これにより、本件社内調査及び本調査で判明した金品受領者の総数は75名（関西電力64名、関電プラント7名、関電不動産開発7名）となり、その総額は約3億6000万円相当¹⁰に上った。

本調査により判明した金品受領の内容としては、本件社内調査で判明した一人当たり1億円相当を超えるような金品受領事例こそ認められなかったものの、100万円相当を超える金品を受領したと認められる者が5名以上存在し、かつ、その受領時期も、森山氏が高浜町助役を退任した1987年の直後、1990年代、2000年代、2010年代と万遍なく認められた。具体的には、関西電力等の役職員による森山氏及び本件取引先等からの金品の受領は、森山氏が1987年に高浜町助役を退任した直後から始まり、その受領者は、若狭地域に所在する原子力部門の重要な役職員を中心としつつ、工事発注に関係のある部署の役職員及び子会

⁹ 関電プラント及び関電不動産開発の受領者のうち、関西電力在籍時に受領していたことが本件社内調査において判明していた者が各1名含まれている。また、関西電力在籍時と関電プラント在籍時を通じて受領していた者が1名含まれている。そのため、合計としては、55名ではなく、これらの重複を考慮した52名としている。

¹⁰ 後記第4章第1に記載する計算方法による数値であり、百万円以下を四捨五入している。

社の役職員等多岐にわたっていた。2005年に原子力事業本部が美浜町に設立されて以降は、従来は大阪の本店に勤務し森山氏と疎遠だった役職員の多くが、森山氏から金品を受領するようになった。特に、東日本大震災以降、原子力発電所の運転が順次停止され、その後における新規制基準対応等から、原子力発電所における工事発注が増加することが見込まれたのと時期を同じくして、金品を受領した役職員の数や受領する金品の額も大きく増加していった。このように、関西電力等の役職員による、森山氏又は同氏と関係が深いとみられる企業からの金品受領は、本件社内調査で認識されていたよりも時間的にも人的にも広範囲に及んでいたことが明らかとなった。

加えて、本件社内調査においては、関西電力の役職員が森山氏に不適切な情報提供を行っていたことが認定されていたが、本調査では、とりわけ本件デジタル・フォレンジック調査を通じて、森山氏が、関西電力の役職員等に対して本件取引先等の特定の企業への発注等を強引に要求し、これに関西電力の役職員等が応じた事例が多数存在することが判明した。すなわち、関西電力の役職員等は、森山氏に対して上記の情報提供を行うのみならず、森山氏の要求に応じる形で、事前に本件取引先等に発注する個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束し、その中には実際に当該約束に沿って発注を行っていたケースも確認された（**第4章第2**で定義する「本件事前発注約束等」を指す。）。本件デジタル・フォレンジック調査の対象となった電子データの保管状況等の関係で、同調査を根拠とする本件事前発注約束等が認められたのは2010年代が中心ではあるが、本件ヒアリング等によれば、それ以前から、関西電力の役職員等は森山氏に対して事前発注約束等の特別な配慮をしてきたことが認められた。

3 森山氏による金品提供の意図・目的

そもそも、関西電力（以下、**第1章第2、3～7**では、関西電力の一部の子会社を含んで単に「関西電力」ということがある。）と取引先の当事者間で本来直接行われるべき対等なはずの取引に、当然のごとく森山氏が介在して両当事者に影響力を持つという構造自体が異常であり、様々な問題を惹起する有害な状況であったといえるが、こうした森山氏の関西電力の役職員に対する強引な発注要求は、時に恫喝とも評価し得る態様で行われた。

既に本調査開始時点で森山氏が他界していたため、本人に金品提供の真意を確認することは叶わなかった。しかし、森山氏による関西電力の役職員に対する金品提供は、およそ社会的儀礼の範囲内とはいえないほど多額である。森山氏が、何ら見返りを期待することなく、本件社内調査報告書で認定されたように、自己

顕示欲を満足させるための「権威の誇示」や「礼儀の実践」等を目的として、本件のように社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供するなどということは、容易には想定し難い。

実際にも、森山氏は、関西電力の役職員に対し、自分が関係する企業（本件取引先等）に工事等の仕事を発注することや、工事に関する情報を提供することなどを要求し、これに応じさせてきたと認められるし、そのことによって本件取引先等から報酬、手数料、謝礼等としてそれ相応の経済的利益を得てきたことがうかがわれる。このように、森山氏が社会的儀礼の範囲をはるかに超える多額の金品を提供したのは、その見返りとして、関西電力の役職員に、自らの要求に応じて自分の関係する企業へ工事等の発注を行わせ、そのことによってそれらの企業から経済的利益を得る、という構造、仕組みを維持することが主たる目的であったとみるのが自然かつ合理的である。

そして、森山氏による金品提供については、森山氏による個別の発注要求との関連が強く疑われるものも存在する一方、個々の金品提供の大半は、個別の発注要求や発注との関連性が明らかとはならないタイミングでなされている。この点、森山氏は、上場企業である関西電力の役職員が個別的な買収工作に簡単に応ずるとは思えないがゆえに、個別の発注要求や発注との対価関係が分かるような態様で金品を提供するのではなく、ひとたび自分が工事等の発注を要求すればこれに関西電力の役職員が応じざるを得ないような仕組みを維持するために、換言すると、そのような意味において関西電力の役職員を自己の支配下に置くために、関西電力の役職員に対し長期間かつ多数回にわたり多額の金品を提供し続けてきたものと認めるのが相当である。

森山氏から金品を受領した役職員の中には、それを不適切なものと認識し、受領した金品の取扱いに苦慮し、森山氏への返還を試みたり、それが叶わない場合には、金品を費消せずに保管し、折をみて同等以上の返礼品を森山氏に贈答するなど、自らがその金品から利得することがないように腐心していた者が少なくない。むしろ、森山氏が、金品を返還しようとした役職員を罵倒・叱責して返却を阻止したり、仮に返却を受けた場合であっても、事後に当該役職員に対して返却された金品の価値以上の金品を更に提供したりする例もあったことなどに鑑みると、森山氏は、本心としては金品を受け取りたくないという関西電力の役職員の心情を十分認識した上で、少なくとも一旦は多額の金品を受け取らせることで、関西電力の役職員に対する足枷とする狙いもあったものと考えられる。すなわち、森山氏による金品提供は、関西電力の役職員に対し、取引先の関係者から社会的儀礼の範囲をはるかに超える金品を受領してしまったというやましき・罪悪感を抱かせるものであり、関西電力の役職員が森山氏と関西電力との不正常的な関係を露見させれば、役職員自らの悪事も露見してしまうという、いわば

共犯関係に持ち込むことを意図したものであったと考えられる。

当委員会は、森山氏が既に他界しその真意を本人に確認することはできなかったものの、以上のように、森山氏による金品提供の意図・目的について、その見返りとして、関西電力の役職員に、自分の要求に応じて本件取引先等への工事等の発注をさせ、そのことによって本件取引先等から経済的利益を得るという構造、仕組みを維持することが主たる目的であったと分析した。

4 森山氏と関西電力との関係の形成プロセス

それでは、森山氏が関西電力の役職員に対して強引な発注要求を行い、また、金品の提供を行うという上記のような構造はどのようにして形成されたのか。本調査の結果明らかとなった事実関係を総合すれば、**第5章**で詳述するとおり、森山氏は、1969年に高浜町に就職して以来、関西電力の高浜発電所3号機及び4号機の立地に際して、町長の浜田倫三氏（以下「浜田氏」という。）とともに原子力発電所の積極的な誘致・運営を推進し、これらの発電所の立地及び稼働に多大な貢献を行ってきた。また、森山氏は、高浜町に在籍している間、統括課長兼建設課長、企画課長、収入役、助役等、関西電力やその原子力発電所運営と関係が深い地位を歴任することにより、関西電力に顔が利く人物として認識され、地元企業を中心に関西電力から発注を受ける企業に対する影響力を強めていった。また、高浜町に在職中に原子力発電所の設置及び運営に関して、本来的には関西電力が解決すべき種々の問題の解決に尽力してきたこと等を通じて、関西電力の幹部に対する影響力を強め、その経営陣に対しても顔が利く状況を作り上げるとともに、「関西電力の弱みを握る人物」と認識されるようになった。そして、関西電力では、森山氏の高浜町退職後も、若狭地域に所在する原子力部門の幹部を中心に森山氏との付き合いを継続し、対応する関西電力の役職員は、森山氏について、高浜発電所3号機及び4号機の設置に尽力した人物、関西電力の弱みを握る人物、関係する企業に対する発注を強引に要求し時に恫喝・叱責する人物、福井県の幹部とともに原子力発電所業務の役職員に対する人権研修を行い関西電力の幹部を怒鳴りつける人物として、非常に丁重に取り扱わなければならないとの認識を植え付けられるに至った。

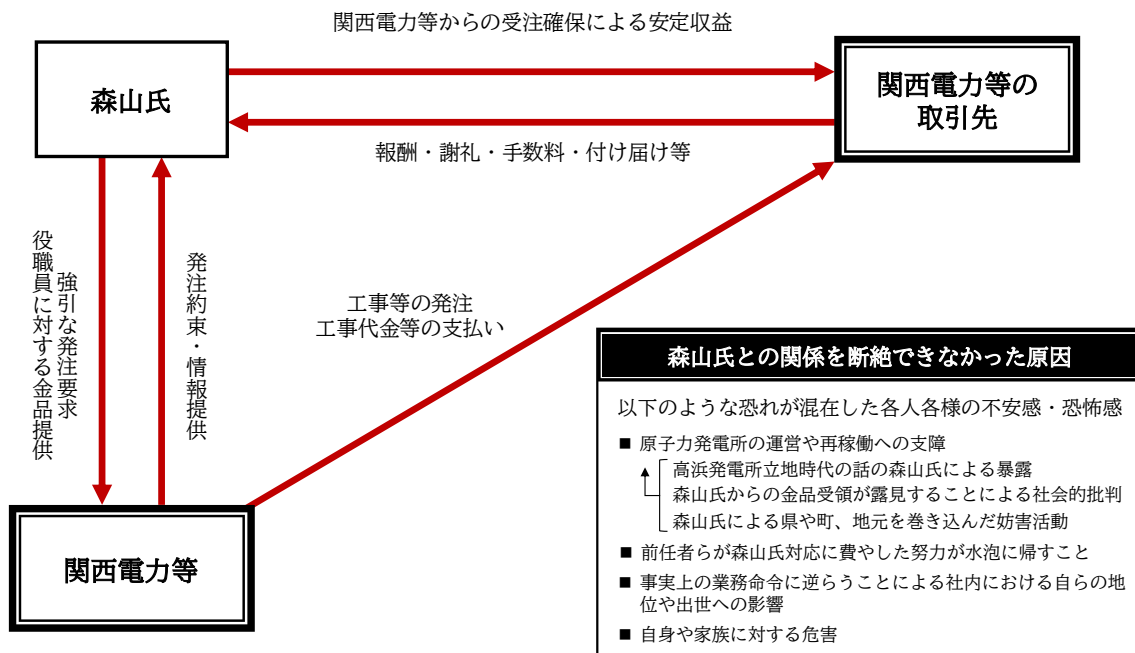
以上のようなプロセスをたどり、森山氏の関西電力及びその取引先に対する影響力は、高浜町退職後も維持・強化され、森山氏が、関西電力の役職員に対し、時として怒鳴りつけて恫喝し、強引な発注要求に応じさせ、金品を提供して返却を許さず、その裏側で関西電力の取引先から報酬、謝礼、手数料、付け届け等の名目で経済的利益を得るという歪な構造が形成されたことが推認される。

5 関西電力の役職員が森山氏との不適切、不正常な関係を断絶できなかった原因

ではなぜ、関西電力は森山氏との関係を断ち切ることができなかったのか。

本調査の過程で収集した資料からは、関西電力が森山氏との関係を維持しなければならなかった決定的な理由は明らかではなく、また、本件ヒアリングにおいても、関西電力が森山氏との関係を維持しなければならなかった決定的な理由を明確に述べた者はいなかった。しかし、本調査の結果明らかとなった事実関係を総合すれば、**第5章**で詳述するとおり、関西電力の役職員が一様に森山氏との関係を断ち切ることができなかった原因は、仮に森山氏との関係を断ち切った場合、①関西電力にとって不都合であり世間に公表されたくない高浜発電所立地時代の話が森山氏に暴露されるのではないかと、②関西電力の役職員が森山氏から金品を受領してきたことが露見することで関西電力が社会的批判に晒されるのではないかと、③森山氏が県や町、地元を巻き込んだ妨害行動に出るのではないかと、④これらの結果、原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じるのではないかと、また、⑤自らの前任者らが苦心して森山氏の対応に当たってきた努力が全て水泡に帰すのではないかと、⑥上司や先輩から森山氏とは事を荒立てないようにと指示・示唆され、そのことが事実上の業務命令となっている状況下で、これに従わないと社内における自らの地位が危うくなるのではないかと、あるいは、出世の道を閉ざされるのではないかと、さらには、⑦自身及び家族が危害を加えられるのではないかなど、各人各様の懸念に根差した不安感・恐怖感にあったのではないかと考えられる。

他方で、森山氏との関係を継続することが関西電力の利益に叶うといった歪んだ愛社精神や、問題のある発注行為について「地元重視」という目的に合致し関西電力に財産的な被害は生じていない、受領金品についてはいずれ返せばよく自らに利得は生じていないという考えが免罪符となって、上記の不安感・恐怖感と対峙して森山氏との関係断絶を図る決断力を発揮できない構造となっていた。



いずれにせよ、関西電力の役職員が森山氏から多額の金品の提供を受けるとともに、森山氏が指定する企業への強引な発注要求に応じるという異常な関係が30年以上もの長期間にわたって継続してきたことは、明らかなコンプライアンス違反であり、かつ、ガバナンスという観点からも極めて重大かつ深刻な事態であるといわざるを得ない。

6 本件問題発覚後の関西電力の対応

関西電力は、2018年2月20日以降、金沢国税局による税務調査対応のための調査を開始し、同年6月22日には本件社内調査委員会の設置を決定し、同委員会は、同年9月11日付で本件社内調査報告書を提出した。しかし、本件社内調査委員会による調査は、原子力事業本部が主体となった部分も存し、また、森山氏から金品を受領していた者を主な対象として行い、調査対象期間も過去7年間に限定するなど、その調査の範囲は不十分なものであった。また、本件社内調査報告書提出までの間、本件問題について取締役会や監査役への共有又は報告は行われなかった。さらに、本件社内調査報告書が提出された後ですら、会長¹¹の八木誠氏（以下「八木氏」という。）及び社長の岩根茂樹氏（以下「岩根氏」という。）は、相談役の森詳介氏（以下「森氏」という。）と協議の上、本件問題を対外的に公表することはしないと決定するとともに、情報漏洩等を懸念し、取

¹¹ 役職員の肩書については当時のものを記載している。

締役会への報告や社外取締役を含む個々の取締役への個別報告すら行わないことを決定した。

他方で、本件社内調査報告書の内容は 2018 年 10 月の段階でようやく監査役に報告されたが、監査役らも、各人ごとに認識や問題意識の濃淡こそあれ、本件問題は監査役が独自に取締役会に報告する義務までではない事案と判断し、実際にも、監査役から取締役会への報告がなされることはなかった。

上記の次第で、本件問題は、取締役会又は社外取締役を含む個々の取締役に報告されることのないまま、2019 年 9 月の報道によって初めて公になった。

本件問題の重要性や関西電力の取締役会規則の内容等に鑑みれば、これら一連の事後対応には、ガバナンス上重大かつ深刻な問題が存在する。まず、本件問題ほどの重要な問題について、情報漏洩につながるおそれがあるなどといった説得力に欠ける理由により、ごく一部の経営陣の判断で取締役会への報告を行わないとの方針が決定されたことは、明らかに誤った判断というほかない。また、取締役会への報告が行われなかった結果、社外取締役による指摘や牽制が発揮される機会が失われた点も看過できない。さらに、監査役が、会社法によって違法な事実のみならず「著しく不当」な事実も取締役会へ報告することが求められる中で、本件問題について取締役会へ報告しなかったことは、客観的状況に鑑みれば正当ではなかった。そもそも、本件のように重大な問題について、八木氏及び岩根氏が、森氏と協議の上、その公表をしないとの方針を早々に決定したことも、極めて不適切であった。

このような事態を招来した八木氏、岩根氏及び森氏の責任は特に重い。

7 原因及び再発防止策

以上が本調査結果及びその分析の概要である。

前記 5 で記載した不安感・恐怖感を関西電力の役職員が抱いていたにせよ、自分の関係する企業への発注を要求し、時に恫喝をも行う森山氏という人物から多額の金品を受領し、そうした関係を継続することは、客観的に見れば明らかに不適切であって、およそ正常ではない。そして、それにもかかわらず、30 年以上もの長期間にわたり、誰一人として森山氏と関西電力との間のこの異常な関係に対して声を上げる勇気を持てなかったことは、全くもって理解し難い。

関西電力においては、電力の安定供給の観点からも経営の観点からも、原子力発電所の安定的な運営・稼働を重視する考えが強く、また、上記で述べた前任者らからの伝承や自らの保身のこともあって、これらの関西電力「内」の事情がユーザーや株主を含めた関西電力「外」の関係者の期待や目線より優先されてきたことは否めず、関西電力には、自社の業務運営を滞りなく行うことが至上命題で

あるととらえる企業風土があるように見受けられる。そして、かくも長期間にわたって、多くの幹部が森山氏との関係に問題意識を持ち得る状況にありながらその関係を断絶できなかつたことは、関西電力において、内向きの企業体質の下で経営陣が問題を先送りし、本件のような不適切、不正常的な問題に組織的に対峙するというごく基本的なガバナンスが機能しなかつたことによるものと結論付けざるを得ない。

本件問題及び本件問題発覚後の問題点に関する原因分析結果は、**第 7 章**で詳述するが、その骨子は以下のとおりである。

- 本件問題に関わつた関西電力の役職員において、業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと
- 経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと
- 透明性を欠く誤つた「地元重視」が問題行為を正当化していたこと
- 原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと
- 本件問題発覚後の事後対応においても露見した身内に甘い脆弱なガバナンス意識

そして、当委員会は、これら全てに通底する根本的な原因として、関西電力にはびこる内向きの企業体質（ユーザー目線の欠落と透明性の軽視）があると結論付けた。

また、当委員会としては、これらの原因分析を踏まえ、以下の内容を再発防止策として提言するものである。

- ユーザー目線でのコンプライアンス意識の醸成
- 内向きの企業体質の是正（取締役会長に社外の者を）
- 地元を重視する施策についての透明性の向上
- 取引先関係者からの金品受領に関する明確なルール設定
- 悪しき情報が早く伝わり、現場に直接メスが入るためのガバナンス体制の再構築

第2章 電気事業等の概要について

本章においては、以下、我が国における電気事業の概要（第1）、我が国及び関西電力における原子力事業（第2）及び関西電力の成り立ち（第3）について、詳述する。

第1 電気事業について

1 電気事業の概要

(1) 電気事業の種類

現行の電気事業法における電気事業の種類は、以下のとおりである。

電気事業の種類	許認可	概要
発電事業	届出制	自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業
一般送配電事業	許可制	自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業
小売電気事業	登録制	小売供給（一般の需要に応じ電気の供給）を行う事業
送電事業	許可制	自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業
特定送配電事業	届出制	自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業

北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社（2016年3月31日以前の名称であり、現在の東京電力ホールディングス株式会社を指す。）、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社の10社¹²（以下「旧一般電気事業者」と総称する。）は、自ら又はその子会社において、上記事業のうち、発電事業、一般送配電事業及び小売電気事業を営んでおり、それぞれの事業において、必要となる許認可を取得している。

なお、電気事業を所管する監督官庁は経済産業省である。

¹² 2014年改正前電気事業法における一般電気事業者はこれら10社のみであり、一般に「旧一般電気事業者」と呼ばれる。

(2) 電気事業における制度改革

電気事業法は1964年に制定された法律で、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする（同法第1条）。電気事業法の制定当時は、規模の経済性を前提に、旧一般電気事業者に対して、発送電一貫の独占的供給を認めることが国民経済に資するとの考えに基づいており、独占的供給による弊害については、事業規制により排除することが想定されていた。

すなわち、当時の電気事業法は、旧一般電気事業者に対し、それぞれの供給区域ごとに独占的な電気供給を認める一方、供給義務を課し、電気料金を含む電気の供給条件を定める供給約款に認可を必要とするなどの事業規制を設けた。

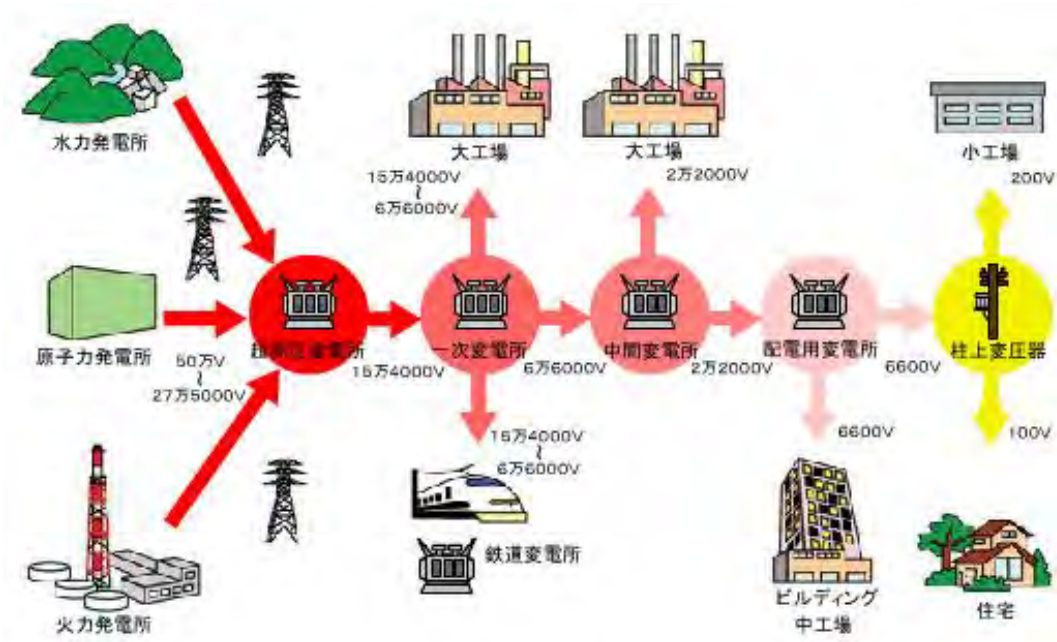
もともと、その後、国民生活の変化に伴う電力需給のひっ迫化の傾向、電力供給コストの上昇傾向と内外価格差、発電部門への新規事業者の参入可能性の拡大等の電気事業を巡る状況が変化したことを受け、1995年に卸電気事業への参入が認められ、IPP（Independent Power Producer）と呼ばれる独立系の発電事業者が参入した。また、グローバル化の進展に伴い国際的に競争し得る電気料金を実現する必要性が認識されることとなり、1999年に改正された電気事業法により2000年3月から特別高圧（20,000ボルト以上）で受電するユーザーに対する小売供給が自由化され、2003年に改正された電気事業法により2005年4月には全ての高圧（6,000ボルト以上）で受電するユーザーまでその範囲が拡大された¹³。

その後、2011年3月11日、東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）が発生した。これを受け、関東地方において需給がひっ迫したことなどの反省を踏まえ、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制及び③ユーザー側の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とした「電力システム改革」が実施された。その結果、①2015年4月に電力広域的運営推進機関が設立され、②2016年4月には小売電気事業と発電事業の全面自由化が実現した。また、③2020年4月には、一般送配電事業中立性の一層の確保のため、旧一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の一般送配電部門が分社化されることが予定されている。

¹³ 2003年の電気事業法改正により、2004年4月から高圧で受電する契約電力500kW以上のユーザーに対する小売供給が自由化され、2005年4月から契約電力原則50kW以上のユーザーに対する小売供給が自由化された。

(3) 電気事業のイメージ

発電所において電気が発電され、ユーザーに消費されるまでの大まかなイメージは、以下のとおりである。



(電気事業連合会ホームページ¹⁴より引用)

2 電気事業における電気料金の決定方法

(1) 小売全面自由化前の電気料金の決定方法

2016年の小売全面自由化以前は、旧一般電気事業者は、各供給区域において独占的に小売供給を行っていた¹⁵ことから、電気料金には規制が設けられていた。すなわち、2014年改正前の電気事業法（以下「2014年改正前電気事業法」という。）第19条第1項に基づき、電気料金を含む供給条件については、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとされていた¹⁶。

¹⁴ <https://www.fepec.or.jp/enterprise/souden/keiro/index.html> (2020年3月10日閲覧)

¹⁵ 前記1(2)のとおり、2000年3月には特別高圧で受電するユーザーに対する小売供給が自由化され、2005年4月には高圧で受電する全てのユーザーに対する小売供給が自由化されている。

¹⁶ なお、1999年の電気事業法改正以前は、電力料金の値下げについても認可が必要であった。

そして、小売全面自由化以前は、2014年改正前電気事業法第19条の規定を受けた経済産業省令である一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「算定規則」という。）に従って、具体的な電気料金が算定されていた。

2014年改正前電気事業法

第19条第1項

一般電気事業者は、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第19条第3項

一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた供給約款（省略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

(2) 小売全面自由化前の供給約款の認可要件

2014年改正前電気事業法第19条第2項は、経済産業大臣による供給約款の認可の要件について以下のとおり定めていた。

2014年改正前電気事業法

第19条第2項

- 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
 - 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

このように、2014年改正前電気事業法第19条第2項第1号は電気料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを求めていた。このような規定を踏まえ、算定規則は、旧一般電気事業者は、4月1日又は10月1日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間¹⁷

たが、行政介入を最小化し、事業者の自主性を最大限高め、経営効率化の成果を供給約款の対象となるユーザーに還元するという観点から、同年の改正において、電気料金の値下げ時の届出制が導入された（2014年改正前電気事業法第19条第3項）。

¹⁷ 2013年に見直された一般電気事業供給約款料金審査要領によれば、原価算定期間は、原則として、3年間とされているが、過去には電気料金の長期安定化の観点や原価要素の変動状況等に応じて1年以上3年未満で設定されていた。

を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に適正な利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならないと定めていた（算定規則第2条第1項）。そして、原価等は、「営業費」、「事業報酬」及び「控除収益」に基づき算出されるどころ、このうち「営業費」については、人件費、燃料費、修繕費、減価償却費、公租公課、購入電力料等が含まれるほか補償費（契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的又は臨時的に支払う費用（漁業補償、かんがい補償等）及び事業に関連しておこる債務不履行、不法行為による損害に対して他人に支払う損害賠償¹⁸）、賃借料及び諸費等が含まれていた（算定規則第3条第1項）。

なお、2012年に資源エネルギー庁が定める一般電気事業供給約款料金審査要領¹⁹が改正され、原則として、寄付金の原価への参入を認めず、また、規制料金として回収することが社会通念上不適切である交際費、政治献金及び書画骨董等についても原価への算入を認めない運用が明確にされた。

また、一般電気事業供給約款料金審査要領によれば、供給約款の審査に当たっては、認可申請がなされた供給約款料金が、算定規則に則って算定されていることを前提とし、算定規則第2条における原価等の算定については、旧一般電気事業者が申請した原価等について、その適正性を審査した上、当該申請を行った旧一般電気事業者及び他の旧一般電気事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとされていた。

(3) 小売全面自由化後の電気料金

2014年、電気事業法が改正され、前記1(2)のとおり2016年4月から電力の小売供給が全面的に自由化された。そのため、現在においては、原則として、電気料金は小売電気事業者が自由に設定することができる。もっとも、小売全面自由化後も、直ちにユーザーの自由化後の電気料金への切替えが進むとは限らず、事実上、旧一般電気事業者による「規制なき独占」に陥ることも懸念された。そこで、2014年改正後の電気事業法においては、暫定的に低圧で受電するユーザー向け（主に家庭用）の規制料金による電気の供給を残すため経過措置期間が設けられ、旧一般電気事業者に対し「当分の間」正当な理由がなければ、従来の供給

¹⁸ 電気事業講座編集委員会編「電気事業講座第6巻電気料金」(エネルギーフォーラム・2008年) 49頁

¹⁹ 一般電気事業供給約款料金審査要領とは、2014年改正前電気事業法第19条第2項の規定を具体化したものであり、法律的には電力会社を拘束するものではないが、資源エネルギー庁の認可基準と位置づけられており、旧一般電気事業者も審査要領に沿った供給約款を作成していた。

区域において、自由化後の電気料金への切替えを行わないユーザーに対して引き続き規制料金による電気の供給を行う義務を課すこととされた。

なお、当該経過措置については、2020年3月末をもって撤廃され、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を確保する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定する供給区域においてのみ存続することとされていたが、国の審議会での議論を経て、2020年4月以降も当面、全国全ての供給区域において経過措置を存続させることが決定されている。したがって、当面の間、低圧で受電するユーザー向けには、小売電気事業者が自由に設定した料金に基づく電気の供給プラン（以下「自由料金プラン」という。）と旧一般電気事業者による規制料金に基づく電気の供給プラン（以下「規制料金プラン」という。）が併存することとなる²⁰²¹。

このように電力事業においては、日本社会の変化に合わせた必要な競争環境が整備されるとともに、原価等に見合った適切な価格で電力が提供されることが目指されてきた。

(4) 小売全面自由化後の小売電気事業の状況

小売全面自由化直後である2016年4月時点の全販売電力量に占める旧一般電気事業者以外の小売電気事業者（以下「新電力」と総称する。）のシェア（販売電力量ベース）は全国で約5.2%であった²²。

その後、2017年5月時点では全国平均で新電力の販売電力量が占めるシェアは全体の10%を超え、2019年9月時点では約15.8%となっている。また、電圧階級別で見ると、特別高圧・高圧で受電するユーザー（主に工場や商業施設を保有する企業等）については、時期により変動はありつつも、全体的に上昇傾向にあって、2019年9月時点の新電力のシェアは特別高圧で約5.4%、高圧で約22.3%となっている。他方、低圧で受電するユーザー（主に家庭等）については、2019年9月時点の新電力のシェアは約16.7%となっている²³。

(5) 小売全面自由化前後の関西電力の状況

²⁰ 旧一般電気事業者は、規制料金プランによる電気の供給を義務付けられているだけであり、自由料金プランを設定することも可能である。

²¹ なお、一般に、自由料金プランは、規制料金プランに比して低額となっている。

²² 第2回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（開催日：2017年2月9日）資料3・3頁

²³ 第22回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（開催日：2019年12月26日）資料3・3頁

関西電力における営業部門は、当初から、電気料金メニューの策定、需給契約の締結、業務運用、省エネルギー提案等を行ってきたが、1990年代以降は電力需要の成熟化と都市ガスをはじめとする他のエネルギーの熱電併給機器の革新等を受けたエネルギー間競争が始まり、電気のユーザーのニーズに立脚した営業体制とサービスが求められるようになった。そこで、関西電力は、1993年に営業、市場開発、配電部門を統合し、「お客さま本部」を設置し、電気のユーザーへの提案・コンサルティング窓口の整備や家庭分野の電化活動を進めた。

さらに、前記1(2)のとおり、2000年3月以降、電力小売の部分自由化がスタートし、関西電力としては、ユーザーとの接点の強化やコンサルティングの充実等の営業体制の強化を図ってきた。そして、2016年4月に小売全面自由化がスタートした後、2018年6月に組織の名称を「お客さま本部」から「営業本部」に変更した。

なお、2019年9月時点の関西電力の供給区域における新電力のシェアは、全体で約17.6%（特別高圧部門：約9.3%、高圧部門：約20.4%、低圧部門：約21.5%）となっている²⁴。すなわち、関西電力の供給区域の旧一般電気事業者のシェアは、供給区域全体の約82.4%（特別高圧部門：約90.7%、高圧部門：約79.6%、低圧部門：約78.5%）となっており、この大半を関西電力が占めており、依然、関西電力のシェアは高い状況にある²⁵。

²⁴ 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引の状況（令和元年9月分）」に記載の「販売電力量（エリア別）」の数値に基づき、新電力の販売量を、供給区域内の全販売量で除して、算出している。

²⁵ 前記(3)のとおり、旧一般電気事業者は、低圧で受電するユーザー向けには、自由料金プランと規制料金プランを設けているところ、電力・ガス取引監視等委員会「電力取引の状況（令和元年9月分）」によれば、関西電力の販売電力量（低圧）に占める自由料金プランの割合は約53.1%である。

第2 原子力事業の概要

1 日本における原子力事業

(1) 日本の原子力事業の沿革

世界での原子力利用は原子爆弾という軍事利用とともに始まった側面があるが、米国は1953～1954年にかけて、原子力の軍事利用と並行して平和利用を推進する方針を打ち出した。アイゼンハワー米国大統領は、1953年、国際連合総会で「Atoms for Peace」と呼ばれる演説を行い、1950～1960年代にかけて、世界各国で原子力の平和利用が開始された。

日本でも、1955年、原子力基本法が成立し、これを受け、日本における原子力発電所の開発が進められることとなった。そして、1957年、沖縄電力株式会社を除く旧一般電気事業者9社と、当時、国から100%の出資を受けていた電源開発株式会社の出資の下、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）が設立され、同社において、日本における原子力発電所の開発が進められた。

そして、1966年、日本で初めてとなる商業用原子力発電所として、日本原電の東海発電所が、茨城県那珂郡東海村に建設され、運転を開始した。東海発電所は英国から導入された「黒鉛減速ガス冷却炉」と呼ばれる方式が採用されていたが、その後、「黒鉛減速ガス冷却炉」に代わり、「軽水炉」の建設が世界的に主流となった。日本においても、1970年、日本原電の敦賀発電所において、「沸騰水型軽水炉（BWR）」である敦賀発電所1号機が運転を開始し、関西電力の美浜発電所では、「加圧水型軽水炉（PWR）」である美浜発電所1号機が運転を開始した。

その後、日本においては、1970年代における二度にわたるオイルショックを経験し、石油に代替するエネルギーとして原子力が注目され、1974年には地元住民の理解と協力を得ながら発電所の建設を円滑に進めることを一つの目的として、電源三法（詳細については、**後記 2(1)**参照）が整備された。関西電力においても、1970年代以降、美浜発電所1号機の運転が開始したことを皮切りに、以降、1993年までの間、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の各発電機の運転が順次開始された（詳細については、**後記 3(1)**参照）。

その後、世界的な環境意識の高まりによりCO₂削減への取組みが進められる中、温室効果ガスを排出しないエネルギーとしての原子力発電に注目が集まるようになったが、2011年3月11日、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故が発生し、周辺地域に深刻な被害をもたらした。その結果、原子力発電に対する評価が大きく揺らぐことになった。

2012年9月には、福島第一原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立するため、原子力規制委員会が設置され、原子力発電の安全性を高めるべく、2013年7月には同事故の反省や国内外からの指摘を踏まえ「新規制基準」が策定された。

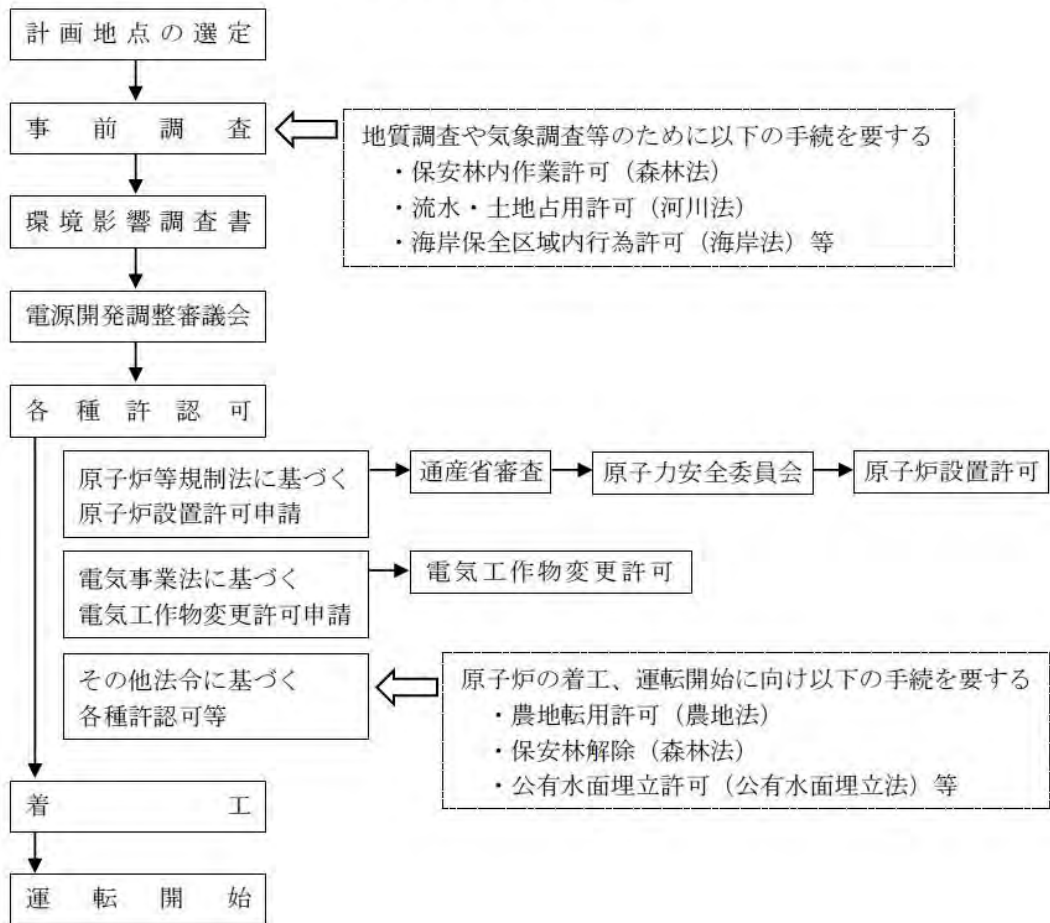
なお、2014年に閣議決定された第四次エネルギー基本計画を受け、資源エネルギー庁が公表した「エネルギー長期需給見通し」においては、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合に関する政策目標の同時達成を考え、現実的かつバランスの取れたエネルギーミックスを実現すべく、2030年度の総発電電力量のうち、原子力発電による発電電力量が占める比率を20～22%程度とした見通しが示されている。

(2) 原子力発電所の立地の流れ

原子力発電所は、計画、建設、運転及び廃止措置の各段階で国の厳重な審査や検査を受け、許可・認可を得なければならない。

1970年代において、原子力発電所建設には、多くの法律上（いわゆる33法66許認可）及び事実上の複雑な立地手続を必要とし、関西電力が設置した原子力発電所においては、運転開始までのリードタイムとして10年前後の期間を要していた。1970年代における原子力発電所の設置の流れは、以下のとおりである。

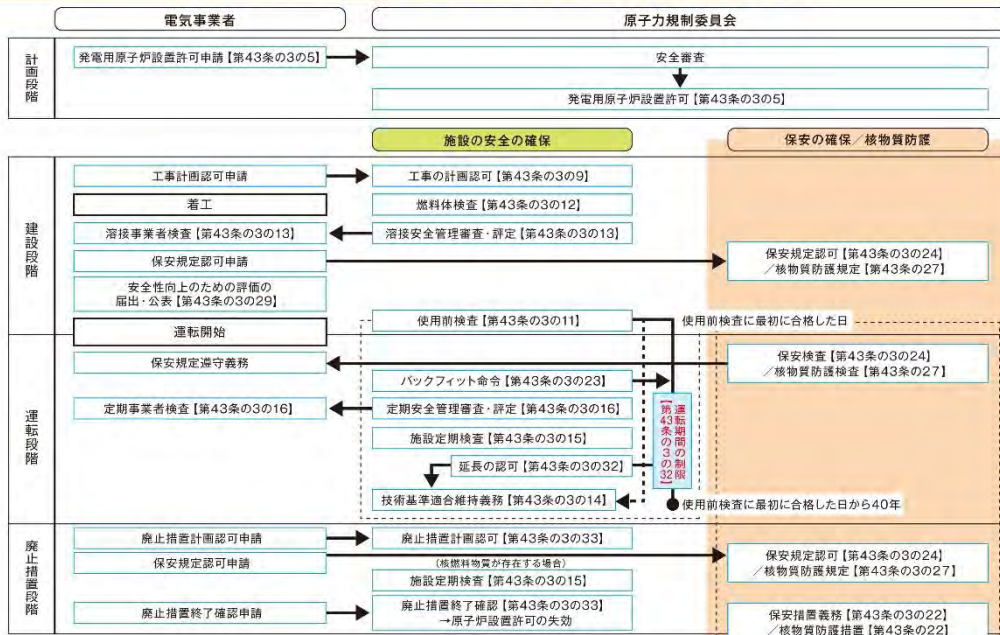
原子力発電所設置の流れ



(各種資料を参考に作成)

また、現在においては、前記(1)のとおり、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力規制委員会が設置されている。現時点における原子力発電所の設置の流れは、以下のとおりである。

実用発電用原子炉に対する規制の流れ



5-2-13

原子力・エネルギー図面集

出典：原子力規制委員会資料より作成

(一般財団法人日本原子力文化財団ホームページ²⁶より引用)

上記のとおり、原子力発電所の立地に関しては、多くの許認可が必要となるが、各許認可を取得する過程で、法律上・事実上、利害関係人等の同意が必要とされる場合もある。例えば、地域森林計画上の民有林内での開発行為の許可申請には、当該開発行為の施工の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類の提出を必要とされ（森林法施行規則第4条第2号）、公有水面の埋立許可には、あらかじめ漁業権者等の公有水面に関し権利を有する者の同意があることを必要とされる（公有水面埋立法第4条第3項第1号、第5条第2号）。そのため、原子力発電所の設置者である電力会社²⁷としては、地元の住民の理解を得ることが重要となるが、利害関係人等の同意の条件を巡って、利害関係人等との協議が紛糾し、紛争が生じるケースもある。

また、許認可の主体が原子力発電所を立地する地元の都道府県や市町村の首長であるケースも多く、地元の都道府県や市町村は、電力会社に対して、「安全協定」や「公害防止協定」といった協定の締結を求めることが通例であるが、協

²⁶ <https://www.ene100.jp/zumen/5-2-13> (2020年3月10日閲覧)

²⁷ 原子力発電所の設置者は、必ずしも一般的に「電力会社」と呼称される旧一般電気事業者に限られないが、以後、分かり易さの観点から、旧一般電気事業者であるか否かを問わず、原子力発電所の設置者を「電力会社」と呼称することがある。

定の法的性質が不明確であったり、その方式、内容も事例ごとに異なる。

そのため、1970年代から、場合によってはその時々の社会情勢に伴い、手続が不安定になることがあった。

したがって、原子力発電所の計画、建設及び運転開始に当たっては、原子力発電所を立地する地元の住民及び地方公共団体の理解が不可欠であり、そのため、電力会社としては、地元との友好的な関係を築くことが重要となる。

(3) 原子力発電所の運用

ア 定期的な検査等

電力会社は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子力発電所における主要な設備について、前回の定期検査終了後13か月を超えない期間に運転を停止し、定期的に検査し、その結果を記録することが求められている（原子炉等規制法第43条の3の16、原子力規制委員会規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）第54条等。以下「定期検査」又は省略して「定検」という。）。また、原子力発電所の主要設備のうち、安全上重要な設備の機能や総合的な性能については、電力会社自身の検査のみならず、原子力規制委員会の検査も受ける必要がある（同法第43条の3の15等）。

そのため、原子力発電所を運用するに当たっては、電力会社は、定期検査の都度、多数の協力会社に対して、原子力発電所の設備の点検・検査・試験等の業務を委託する必要がある、後記第3章第1、5(2)イの柳田産業も関西電力の定期検査の業務を受託していた協力会社の一社である。

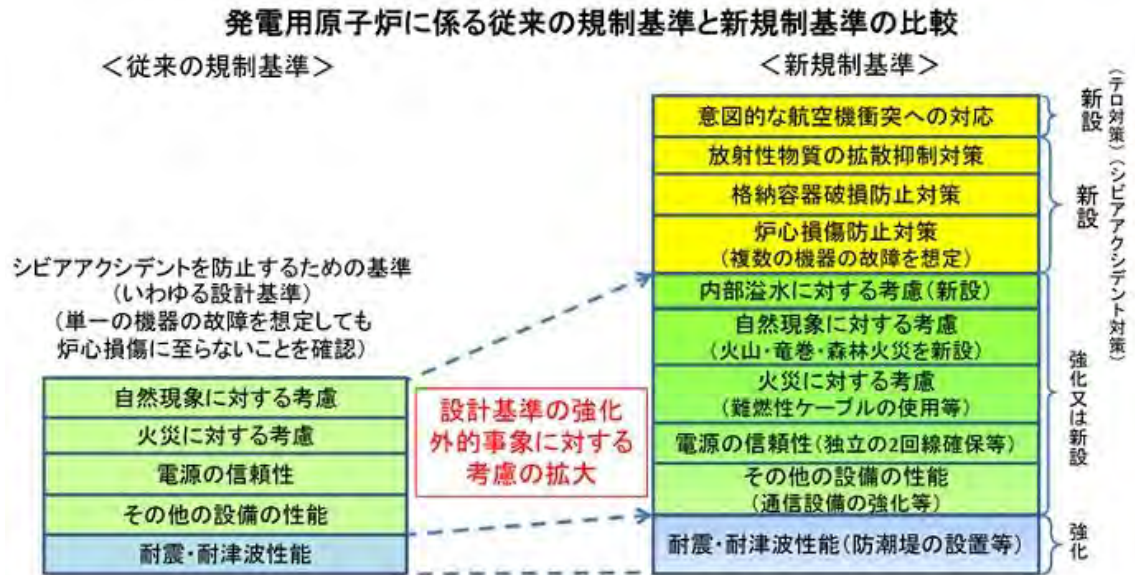
イ 福島第一原子力発電所事故以降の規制強化

前記(1)のとおり、福島第一原子力発電所事故の教訓を受け、同事故後、いわゆる「新規制基準」が制定された。原子力発電に関する規制は、原子炉等規制法及び同法の委任を受けて原子力規制委員会が制定した「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等の委員会規則により構成される。原子力規制委員会は、これらの委員会規則の解釈やガイドを設けており、これらの原子力規制委員会規則、解釈及びガイドについて、福島第一原子力発電所事故を受けて改正されたものが一般に「新規制基準」と呼ばれるものである。

原子力規制委員会は、原子炉等規制法上、原子炉設置（変更）許可、工事の計画の認可、使用前検査、保安規定の認可等のような各種行政処分による規制権限

を有しており、原子力規制委員会規則で定める基準に適合することが許認可等の基準の一部となっている。

新規制基準の概要は、以下のとおりである。



(原子力規制委員会ホームページより引用²⁸⁾)

新規制基準が制定された結果、電力会社としては、福島第一原子力発電所事故以降、稼働を停止した原子力発電所を再稼働するに当たっては、原子力規制委員会から新規制基準適合性の審査を受けて許可等を受ける必要が生じた。また、猶予期限内の特定重大事故等対処施設²⁹の設置が求められたため、新規制基準対応のために多種多様の対応工事を実施する必要に迫られた。

そのため、電力会社は、新規制基準に対応するため、多額の費用を支出することを余儀なくされ、関西電力の美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所だけでも、総額1兆円³⁰を超える費用を支出することが見込まれている。

2 原子力事業と地域の関わり

前記1(2)のとおり、原子力発電所の立地及びその運営に当たっては、その立地地域の理解及び協力が不可欠である。そのため、電源地域の公的な振興の施策と

²⁸ <http://www.nsr.go.jp/data/000102350.pdf> (2020年3月10日閲覧)

²⁹ 故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより、炉心の損傷が発生するおそれがある場合等に、放射性物質の放出を抑制するための施設である。

³⁰ 原子力発電所の新規制基準対応に係る原子炉設置変更許可申請書等に記載された金額に基づき算出している。

して、いわゆる電源三法が制定されていることに加え、電力会社は地域の発展への貢献に努めている。

(1) 電源三法交付金（公的な地域振興）

ア 電源三法の制定

日本においては、戦後の経済の立ち直りに伴う電力の増加に対応するため、1952年、電源開発促進法が制定された。電源開発促進法は、通商産業大臣に対して、電源開発の基本計画を立案し、決定することを求め（同法第3条）、速やかな電源開発及び送電変電施設の整備を促したが、電源開発の環境に与える影響や安全に対する国民意識の高まりに伴い、電源開発は思うように進まなかった。

そこで、発電用施設の周辺地域における公共用の施設の整備等の住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業を促進することで、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、1974年、いわゆる「電源三法」が制定された。

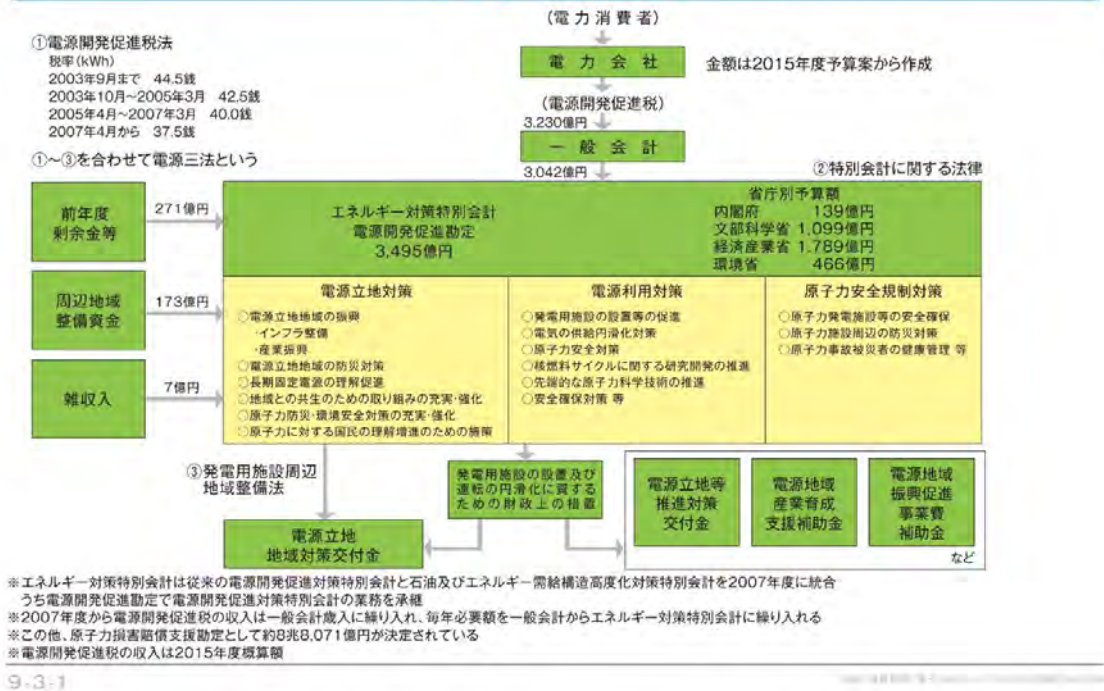
イ 電源三法の概要

電源三法は、電源開発促進税法、特別会計に関する法律及び発電用施設周辺地域整備法からなる。電源三法による交付金の仕組みは、以下のとおりである。

- ・ 電源開発促進税法により、販売される電気に対して電源開発促進税が賦課される（電源開発促進税法第1条）。
- ・ 電源開発促進税による歳入が、特別会計に関する法律により電源開発促進勘定に組み入れられる（特別会計に関する法律第91条第1項）。
- ・ 発電用施設周辺地域整備法により、同意公共施設整備計画や同意利便性向上等事業計画に対して、電源開発促進勘定より交付金が交付される（発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条第4項、特別会計に関する法律第88条第2項第2号イ、第85条第4項）。

これらの仕組みにより、電気の販売に伴って賦課された税金が、発電用施設周辺地域の公共用の施設の整備や周辺地域の住民の利便性の向上、産業の振興に寄与する事業に充当される。

電源三法制度



(一般財団法人日本原子力文化財団ホームページ³¹より引用)

ウ 電源三法交付金の支払実績等

(ア) モデルケース

資源エネルギー庁は、モデルケースとして、出力135万kWの原子力発電所が新設された場合、その地域(所在市町村、周辺市町村、都道府県)にもたらされる電源立地地域対策交付金等による財源効果の内容を公表している³²。

これによれば、モデルケースにおける電源三法交付金(電源立地地域対策交付金)は、立地可能性調査の開始から、運転後40年までの間で合計約1340億円とされており、原子力発電施設立地地域共生交付金は約25億円とされている。

(イ) 福井県等に対する支払実績等

³¹ <https://www.ene100.jp/zumen/9-3-1> (2020年3月10日閲覧)

³² 資源エネルギー庁作成に係る「電源立地制度について」

(<https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/dengenrichi.pdf> (2020年3月10日閲覧))

福井県によれば、福井県及び県下の自治体に対して交付された電源三法交付金は、1974年度から2017年度までの累計で約5206億円に上り、その内訳は、福井県に約2853億円、市町村に約2329億円、その他の団体に約24億円となっている³³。

この点、高浜町及び福井県の歳入状況、電源三法交付金の交付実績、歳入に占める電源三法交付金の割合は別紙2-2-2-1のとおりである。歳入に占める電源三法交付金の割合は、福井県では、歳入全体の1～4%程度に過ぎないものの、高浜町では、少ない年でも10%前後、多い年には約30%を占めており、電源三法交付金による歳入が極めて重要な財源となっていることが認められる³⁴。

(2) 電力会社による立地地域の振興

前記1(2)のとおり、原子力発電所の立地及びその運営に当たっては、地元自治体等の合意形成が極めて重要となる。そこで、電力会社としては、地域の地理的、社会的、自然環境等の特性に応じて、関係自治体の地域の発展に貢献してきた。

具体的には、原子力発電所の建設や運転に際して積極的に地元から雇用を募るとともに、原子力発電所の建設や運転に必要な物資の調達や業務の発注では、可能な範囲において、地元での調達・発注を行っている。また、発電所の建設に対する協力金等の名目で電力会社から地方公共団体に対し多額の協力金等が支払われることもある。

加えて、電力会社は、発電所の事業主体として、また地域の一員として、発電所の立地を契機に、地域の基幹産業の振興、生活基盤の整備が図られるよう協力をを行い、地域が主催するイベントへの参加・協力、体育館等のスポーツ施設の開放、カルチャー講習会の実施等、地元住民との積極的な交流等に努めている。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのことであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、1969年から1996年にかけて、高浜町に対して、総額40億円を超える

³³ 福井県作成に係る「電源三法交付金の概要」

(https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/kofukin_d/fil/001.pdf (2020年3月10日閲覧))

³⁴ 関西電力は高浜町に法人住民税及び固定資産税を納税しているが、電源三法交付金に関西電力が納税した法人住民税及び固定資産税を加えると、それらが高浜町の歳入に占める割合は、2013年度約45.2%、2014年度約48.6%、2015年度約43.4%、2016年度約29.5%、2017年度約45.3%となる。これらの数値からも原子力発電所の立地による財源が重要であることがうかがえる(関西電力が高浜町に納税した法人住民税及び固定資産税については関西電力から提供を受けた数値に依拠した。)

協力金・寄付金を支払った。

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、当時の高浜町長が反対運動を展開する住民との協議に当たり、ようやく用地買収や漁業補償等を進めることができるようになったとのことである。

3 関西電力の原子力事業

(1) 関西電力における原子力発電所の設置及び運用の沿革

ア 原子力発電所の設置の沿革

関西電力は美浜町、高浜町及び大飯町³⁵の3地域において原子力発電所を設置している。関西電力における各原子力発電所設置の沿革は、下表のとおりである。

時期	沿革
1954年	技術研究所に原子力グループを設置し基礎研究を開始
1955年8月	原子力発電に関する調査研究企画を担当する原子力専門委員会が発足
1957年9月	旧一般電気事業者の中で最初に原子力部を設置
1960年頃	原子力発電所の立地点の検討開始
1970年11月	美浜発電所1号機（定格出力34.0万kW）営業運転開始
1972年6月	美浜発電所1号機で蒸気発生器伝熱管漏えい事故発生 美浜発電所1号機の稼働を停止
1972年7月	美浜発電所2号機（定格出力50.0万kW）営業運転開始
1972年12月	美浜発電所1号機営業運転再開
1974年6月	福井原子力事務所の設置
1974年11月	高浜発電所1号機（定格出力82.6万kW）営業運転開始
1975年11月	高浜発電所2号機（定格出力82.6万kW）営業運転開始
1976年12月	美浜発電所3号機（定格出力82.6万kW）営業運転開始
1979年3月	大飯発電所1号機（定格出力117.5万kW）営業運転開始
1979年12月	大飯発電所2号機（定格出力117.5万kW）営業運転開始
1985年1月	高浜発電所3号機（定格出力87.0万kW）営業運転開始
1985年6月	高浜発電所4号機（定格出力87.0万kW）営業運転開始
1991年2月	美浜発電所2号機で蒸気発生器伝熱管破断事故発生
1991年12月	大飯発電所3号機（定格出力118.0万kW）営業運転開始
1993年2月	大飯発電所4号機（定格出力118.0万kW）営業運転開始
1994年2月	美浜発電所1号機で蒸気発生器伝熱管漏えい事故発生
1994年6月	福井原子力事務所の名称を若狭支社に変更
1996年4月	美浜発電所1号機営業運転再開

³⁵ 2006年3月3日、大飯町と名田庄村とが合併し、現在の正式な町名は「おおい町」であるが、本報告書では原子力発電所設置当時の町名に倣い「大飯町」と記載する。

時期	沿革
2004年8月	美浜発電所3号機で二次系配管破損事故が発生 美浜発電所3号機の稼働を停止
2005年7月	本店に設置していた原子力事業本部を美浜に移転し、当時の若狭支社と統合する形で原子力事業本部の設立
2007年2月	美浜発電所3号機営業運転再開
2012年2月	東日本大震災以降、定期検査を迎えた原子力発電所で順次発電が停止され、高浜発電所3号機の停止で関西電力全ての原子力発電所が発電を停止
2014年5月	福井地裁、大飯発電所3号機・4号機の運転差止請求を一部認容 美浜発電所1号機・2号機の廃止
2015年4月	福井地裁、高浜発電所3号機・4号機の運転差止仮処分命令の申立てを認容
2015年12月	福井地裁、保全異議審にて、福井地裁の高浜発電所3号機・4号機の運転差止仮処分決定（2015年4月）の取消し
2016年2月	高浜発電所3号機の再稼働
2016年3月	大津地裁による高浜発電所3号機・4号機の再稼働禁止仮処分決定により、再稼働していた高浜発電所3号機を停止
2017年3月	大阪高裁、保全抗告審にて、大津地裁の高浜発電所3号機・4号機の再稼働禁止仮処分命令（2016年3月）の取消し
2017年5月	高浜発電所4号機再稼働
2017年6月	高浜発電所3号機再稼働
2018年3月	大飯発電所1号機・2号機の廃止、大飯発電所3号機再稼働
2018年5月	大飯発電所4号機再稼働
2018年7月	名古屋高裁金沢支部、福井地裁が一部認容した大飯発電所3号機・4号機の運転差止判決（2014年5月）について一部取消し

イ 福井県における原子力発電所の誘致活動

福井県は、当時、未知のエネルギーであった原子力による地域開発への期待感から、積極的な原子力発電所の誘致活動を行った。まず、1957年4月に福井県知事を会長とする福井県原子力懇談会を設立し、その後、京都大学の研究用原子炉の誘致を行った。この誘致は実現しなかったものの、福井県における原子力発電所の設置の契機となり、1962年5月、原子力発電所の設置のため、福井県は福井大学の専門家に敦賀半島の地質調査を依頼し、同年12月、通商産業大臣が敦賀半島2地点での原子力発電所の建設の決定を閣議報告した。

ウ 美浜発電所

美浜発電所のある美浜町丹生地区は、花崗岩質で原子力発電所を設置する上で優れた地質を有していると評価され、原子力発電所の候補地となった。そして、1962年5月には丹生地区総会で、同年6月には美浜町議会で、美浜町への原子

力発電所誘致が全会一致で可決された。

美浜発電所 1 号機～3 号機の設置許可から営業運転開始までの経緯は以下のとおりである。

時期	沿革
1966 年 6 月	関西電力、内閣総理大臣に対し美浜発電所 1 号機の原子炉設置許可申請
1966 年 12 月	内閣総理大臣、美浜発電所 1 号機の原子炉設置を許可
1967 年 11 月	関西電力、内閣総理大臣に対し美浜発電所 2 号機の原子炉設置許可申請
1968 年 5 月	内閣総理大臣、美浜発電所 2 号機の原子炉設置を許可
1970 年 11 月	美浜発電所 1 号機営業運転開始
1971 年 7 月	関西電力、内閣総理大臣に対し美浜発電所 3 号機の原子炉設置許可申請
1972 年 3 月	内閣総理大臣、美浜発電所 3 号機の原子炉設置を許可
1972 年 7 月	美浜発電所 2 号機営業運転開始
1976 年 12 月	美浜発電所 3 号機営業運転開始

エ 高浜発電所

(ア) 高浜発電所 1 号機及び 2 号機

日本の高度経済成長の影響により、高浜町では、1960 年頃以降、労働力が流出し、過疎化が進んでいた。その結果、高浜町は徐々に財政難に陥ったところ、同町は、1965 年、関西電力が美浜発電所に次ぐ原子力発電所の立地場所を検討していたことを踏まえ、福井県知事を通じて、関西電力に対し、原子力発電所設置のための調査検討の申入れを行った。しかし、高浜町においては、原子力発電所の安全性及び原子力発電所設置のための用地買収による生活基盤の変化に伴う不安等から、地元住民の中には、原子力発電所の設置に反対する者もいた。

この時、高浜町長の浜田氏及び高浜町議会は、原子力発電所を設置することで歳入等を得ることができ、町政の発展に資するという考えから、原子力発電所設置を推奨する活動を行った。その結果、1966 年 10 月、高浜町議会で、原子力発電所誘致決議が全会一致で可決された。

高浜発電所 1 号機及び 2 号機の設置許可から営業運転開始までの経緯は、以下のとおりである。

時期	沿革
1969 年 5 月	関西電力、内閣総理大臣に対し高浜発電所 1 号機の原子炉設置許可申請
1969 年 12 月	内閣総理大臣、高浜発電所 1 号機の原子炉設置を許可
1970 年 5 月	関西電力、内閣総理大臣に対し高浜発電所 2 号機の原子炉設置許可申請
1970 年 11 月	内閣総理大臣、高浜発電所 2 号機の原子炉設置を許可
1974 年 11 月	高浜発電所 1 号機営業運転開始
1975 年 11 月	高浜発電所 2 号機営業運転開始

(イ) 高浜発電所 3 号機及び 4 号機

1976 年、高浜町長及び町議会が発足させた「高浜町経済対策協議会」にて高浜町の景気浮揚策として原子力発電所の増設に関する意見がまとめられた。

原子力発電所の増設に反対した勢力もあったものの、高浜町議会においては、高浜発電所増設誘致決議が可決され、原子力発電所増設の誘致が開始された。

高浜発電所 3 号機及び 4 号機の設置許可から営業運転開始までの経緯は、以下のとおりである。

時期	沿革
1978 年 4 月	関西電力、内閣総理大臣に対し高浜発電所 3 号機・4 号機の原子炉設置許可申請
1980 年 8 月	通商産業大臣、高浜発電所 3 号機・4 号機の原子炉設置を許可
1985 年 1 月	高浜発電所 3 号機営業運転開始
1985 年 6 月	高浜発電所 4 号機営業運転開始

オ 大飯発電所

1969 年、大飯町議会において原子力発電所の誘致が決議され、関西電力が大飯町に発電所の計画概要を説明するなど、原子力発電所の設置に向けた活動が進められていた。1971 年時点において、関西電力は、大飯町からの了解を得た上で、調査工事を開始し、敷地の一部造成工事にも取りかかっていた。しかし、このようなタイミングで、一部の地元団体が大飯町長に原子力発電所建設中止の要望書を提出するなど、原子力発電所の設置に反対する動きが盛んとなった。

このような状況を踏まえ、大飯町長及び大飯町議会は、関西電力との原子力発電所設置に係る仮協定書を破棄し、大飯町長は自身に対するリコール活動も始まったことなどを受け、混乱の責任を取って 1971 年 7 月に町長を辞任した。後任の大飯町長は、関西電力に対し、原子力発電所設置工事の中止を申し入れ、その結果、1972 年 4 月より、保安工事を除く原子力発電所設置のための一切の建設工事が中止されることとなった。

しかし、一旦、建設工事が中止されたことで原子力発電所設置に反対する者の活動も収束し、他方で、大飯町だけでなく福井県も原子力発電所の安全性について説明会を実施するなど、地元住民を説得するための活動を行った結果、1972 年 7 月から原子力発電所の建設工事が再開されることとなった。

大飯発電所 1～4 号機の設置許可から営業運転開始までの経緯は、以下のとおりである。

時期	沿革
1971年1月	関西電力、内閣総理大臣に対し大飯発電所1号機・2号機の原子炉設置許可申請
1972年7月	内閣総理大臣、大飯発電所1号機・2号機の原子炉設置を許可
1979年3月	大飯発電所1号機営業運転開始
1979年12月	大飯発電所2号機営業運転開始
1985年2月	関西電力、通商産業大臣に対し大飯発電所3号機・4号機の原子炉設置許可申請
1987年2月	通商産業大臣、大飯発電所3号機・4号機の原子炉設置を許可
1991年12月	大飯発電所3号機営業運転開始
1993年2月	大飯発電所4号機営業運転開始

(2) 関西電力における原子力事業の現状

関西電力において、原子力発電所は電源構成における主たる電源となっている。そのため、原子力発電所の稼働は電力の安定供給のために重要であると認識され、また、関西電力の収支にも大きな影響を与えている。

ア 関西電力の電源構成

関西電力の東日本大震災直前である2010年度～2018年度の電源構成は、以下のとおりである³⁶。

(ア) 関西電力の発電設備量及び発電電力量における原子力発電の占める割合

年度	年度末設備 (万 kW)	年度末設備に おける構成比 ³⁷	発電実績 ³⁸ (億 kWh)	発電実績に おける構成比 ³⁹
2010年度	977	28%	670	51%

³⁶ 資源エネルギー庁作成に係る「電力調査統計」(https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/) (2020年3月10日閲覧))

電気事業連合会作成に係る「電力統計情報」(<https://www.fepec.or.jp/library/data/tokei/>) (2020年3月10日閲覧))

³⁷ 年度末設備における構成比とは、当該年度末時点における、原子力以外の種類を含めた発電設備の供給力合計(万kW)における原子力発電所の供給力合計(万kW)が占める割合である。

³⁸ 2015年度以前は発電端電力量(発電機が発電した電力を指す。)を記載し、2016年度以降は送電端電力量(発電機が発電した電力から、発電所内で使用した電力等を差し引いた電力を指す。)を記載している。

³⁹ 発電実績における構成比とは、当該年度における、原子力以外の種類を含めた発電設備による発電実績合計(億kWh)における原子力発電所の発電実績合計(億kWh)が占める

年度	年度末設備 (万 kW)	年度末設備に おける構成比 ³⁷	発電実績 ³⁸ (億 kWh)	発電実績に おける構成比 ³⁹
2011 年度	977	28%	323	26%
2012 年度	977	28%	152	13%
2013 年度	977	27%	93	8%
2014 年度	977	26%	0	0%
2015 年度	893	24%	8	1%
2016 年度	893	24%	-4 ⁴⁰	0%
2017 年度	658	19%	129	14%
2018 年度	658	19%	301	29%

(イ) 旧一般電気事業者（沖縄電力株式会社は除く。）の発電設備量及び発電電力量における原子力発電の占める割合

年度	年度末設備 (万 kW)	年度末設備に おける構成比	発電実績 (億 kWh)	発電実績に おける構成比
2010 年度	4,634	23%	2,713	33%
2011 年度	4,634	22%	1,007	13%
2012 年度	4,353	21%	159	2%
2013 年度	4,165	20%	93	1%
2014 年度	4,165	20%	0	0%
2015 年度	3,979	19%	94	1%
2016 年度	3,922	19%	173	3%
2017 年度	3,687	18%	313	5%
2018 年度	3,578	18%	621	10%

イ 関西電力における原子力事業と電力の安定供給

電力は国民の生活に欠くことのできない社会的インフラであるが、電力を安定的に供給するためには、需要と供給のバランスを一致させなければならない。仮に需給バランスを欠くことになると、電気の周波数が乱れ、電気の品質が低下するほか、場合によっては、発電所が停止し、大規模停電（ブラックアウト）を招く可能性がある。

この点、前記アのとおり、関西電力の 2010 年度の発電実績における原子力発電所の構成比は約 51%にも上っていた。そのため、福島第一原子力発電所事故を受け、関西電力の原子力発電所が停止した結果、供給力が不足し、関西電力においては、後記ウで触れるとおり収支が大きく悪化するとともに、2011 年度か

割合である。

⁴⁰ 2016 年度においては、関西電力の原子力発電所が稼働しておらず、発電所内で使用した電力量が、発電電力量を上回ったため、発電実績の数値がマイナスとなっている。

ら 2015 年度にわたって、ユーザーに対して、公式に節電を要請することを余儀なくされた。また、前記アのとおり、2018 年度時点においても、関西電力の発電実績における原子力発電所の構成比は約 29%の割合を占めており、関西電力の供給区域における電力の安定供給の観点から見て、原子力発電所に依存する程度は高い。

ウ 関西電力における原子力事業と収支の関係

前記アのとおり、関西電力は他の旧一般電気事業者と比較し、原子力発電の比率が高く、2010 年度においては、発電実績における原子力発電所の構成比は約 51%の割合を占めていた。原子力発電は、他の発電方式と比較し、発電自体に要するコストが低く、原子力発電所の稼働状況が関西電力の収支に大きな影響を与えてきた。

実際、2010 年度の関西電力の経常利益は約 2024 億円⁴¹（約 2379 億円）であったが、東日本大震災の影響によって原子力発電所が停止した 2011 年度は▲約 3020 億円（▲約 2655 億円）、2012 年度は▲約 3925 億円（▲約 3531 億円）の経常損失であり、電気料金の値上げを行った 2013 年度以降も、値上げの前提とした原子力発電所の再稼働が実現しなかったことなどから、2013 年度及び 2014 年度においては、▲約 1229 億円（▲約 1113 億円）、▲約 1596 億円（▲約 1130 億円）と経常損失が続いた。

2015 年度には 2 度目の電気料金値上げを実施し、また、燃料価格の下落等の一時的な収支改善要因等もあり、2015 年度及び 2016 年度においては、それぞれ約 2001 億円（約 2416 億円）、約 1437 億円（約 1961 億円）の経常利益を計上するに至った。

その後、2017 年度から 2018 年度にかけて、高浜発電所 3 号機・4 号機及び大飯発電所 3 号機・4 号機が順次運転を再開し、2 度の電気料金値下げを行いつつも、引き続き経常利益を計上している。

年度	経常損益 (億円)	原子力の 発電実績 (億 kWh)	原子力の 構成比	備考
2010 年度	2,024 (2,379)	670	51%	2011 年 3 月、東日本大震災が発生
2011 年度	▲3,020 (▲2,655)	323	26%	2012 年 2 月、関西電力の原子力発電所が全て停止

⁴¹ 約 2024 億円は単体の数値であり、括弧内の約 2379 億は連結の数値である。なお、両数値とも 1 億円以下は切り捨てている。以下同様である。

年度	経常損益 (億円)	原子力の 発電実績 (億 kWh)	原子力の 構成比	備考
2012 年度	▲3,925 (▲3,531)	152	13%	2012 年 7 月、大飯発電所 3 号機・4 号機が再稼働
2013 年度	▲1,229 (▲1,113)	93	8%	2013 年 5 月、電気料金の値上げ (1 回目)
				2013 年 9 月、2012 年 7 月に再稼働 した大飯発電所 3 号機・4 号機が稼 働停止し、関西電力の原子力発電所 が全て停止
2014 年度	▲1,596 (▲1,130)	0	0%	
2015 年度	2,001 (2,416)	8	1%	2015 年 6 月、電気料金の値上げ (2 回目)
				2016 年 2 月、高浜発電所 3 号機が 再稼働 (同年 3 月に稼働停止)
2016 年度	1,437 (1,961)	-4	0%	
2017 年度	1,455 (2,171)	129	14%	2017 年 5 月、高浜発電所 4 号機再 稼働
				2017 年 6 月、高浜発電所 3 号機再 稼働
				2017 年 8 月、高浜発電所 3 号機・4 号機の再稼働に伴う電気料金の値下 げ
				2018 年 3 月、大飯発電所 3 号機再 稼働
2018 年度	1,305 (2,036)	301	29%	2018 年 5 月、大飯発電所 4 号機再 稼働
				2018 年 7 月、大飯発電所 3 号機・4 号機の再稼働に伴う電気料金の値下 げ

第3 関西電力の成り立ち

1 関西電力の概要

関西電力は、電気事業再編成令により、関西配電株式会社及び日本送配電株式会社からの設備の出資及び譲渡を受けて1951年5月に設立された株式会社である。会社概要は、以下のとおりである。

会社名	関西電力株式会社
上場市場	株式会社東京証券取引所市場第一部
決算日	3月31日
株主構成 ⁴²	大阪市（7.27%） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）（5.41%） 日本トランスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（5.12%） 日本生命保険相互株式会社（2.93%） 神戸市（2.91%） 関西電力持株会（2.00%）等
代表者	取締役社長 岩根 茂樹
本店所在地	大阪市北区中之島3丁目6番16号
従業員数 ⁴³	21,318人
主な事業	電気事業、熱供給事業、電気通信事業、ガス供給事業 等
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

2 関西電力の組織体制及びガバナンス体制

関西電力の組織体制及びガバナンス体制は、別紙 2-3-2-1 及び別紙 2-3-2-2 のとおりである。

関西電力における主要な機関及び業務執行機関の概要は、別紙 2-3-2-3 のとおりである⁴⁴。

3 本件問題と関係する業務執行機関

⁴² 2019年9月30日時点。

⁴³ 2019年10月9日時点。

⁴⁴ 2019年8月30日時点。

(1) 原子力事業本部

ア 概要

事業本部の一つである原子力事業本部は、原子力企画部門、原子力安全部門、原子力発電部門、原子力技術部門及び原子燃料部門の 5 つの部門並びに地域共生本部で構成されている。これらの業務概要は、下表のとおりである。各部門及び地域共生本部の下には、グループ、センター又はプロジェクトチームが設置されている。

部門等	業務概要
原子力企画部門	要員・組織計画及び要員教育並びに文書管理に関する業務の統括
原子力安全部門	原子力発電所の安全管理及び原子力発電施設の安全評価に関する業務の統括
原子力発電部門	原子力発電の品質保証活動及び原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理並びに原子力発電施設の設計・保全に関する業務の統括
原子力技術部門	原子力発電施設の設計・保全及び高経年対策に関する技術的業務の統括
原子燃料部門	原子燃料サイクル及びその品質保証活動に関する業務の統括
地域共生本部	福井県における地域対応の統括等

また、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の 3 つの原子力発電所は、原子力事業本部に所属する業務機関であり、原子力事業本部は、原子力発電所の安全運転を統括している。各原子力発電所長は、原子力事業本部長の示す方針・目標に基づき、原子力の安全確保を最優先に電力の安定供給を目指した設備の工事、運用、保守等の業務を計画的に実施する。

イ 原子力事業本部の設置経緯

1957 年、関西電力は、旧一般電気事業者の中で最初に、原子力の基礎的な調査研究並びに原子力発電所の設計及び建設技術の開発を担当する原子力部を本店に設置した。その後、1970 年に美浜発電所 1 号機が運転を開始し、美浜発電所 2 号機及び 3 号機並びに高浜発電所 1 号機及び 2 号機の開発が進められる中、1974 年に原子力総合推進体制の整備として、原子力の安全管理、原子力発電所の供給力の安定確保、地域対策、広報活動の一元化を目的として、福井県に集中する関西電力の原子力発電所を統括管理する福井原子力事務所（1994 年に「若狭支社」に名称変更）を新設した。

本店の原子力部は、原子力・火力本部、原子力事業本部と組織変更を繰り返し

ながら旧若狭支社と併存していたが、2004年8月9日の美浜発電所3号機の二次系配管破損事故⁴⁵を契機として、2005年7月に福井県における対応機能を一元化するため、本店の原子力事業本部が福井県美浜町に移転し、旧若狭支社と統合する形で原子力事業本部が設置され、また、この時の組織改正に合わせ、立地地域から一層の信頼を得て、地域とのコミュニケーションを推進するために原子力事業本部内の組織として地域共生本部が設置された。

(2) 京都支社⁴⁶

森山氏は1990年代前半以降、京都市内に在住しており、京都支社（当時は京都支店）においても、森山氏の対応を行っていた。

ア 概要

京都支社は、京都における対外対応拠点として、関西電力の事業への理解獲得につながる地域対応の推進や地域統括機関等の活動支援、非常災害時の統括を担う支社の一つであり、地域対応が主たる業務である。

京都支社には、下表のとおりグループが設置されており、各グループの固有の業務内容は下表のとおりであるが、この他に、各グループとも地域に関する情報の調査・収集、地域共生の推進及び広報等の業務をそれぞれ行っている。

支社	グループ	各グループ固有の業務内容
京都支社	統括グループ	地域対応に関する計画の策定
		自治体及び地域の関係諸団体との渉外、連携、協力
		地域対応に係る調整、支援、統括
秘書、庶務業務		
		法務、人事、労務、経理業務等
	京都コミュニケーショングループ	担当地域における自治体及び地域の関係諸団体との渉外・連携・協力（原子力事業本部所管事項を除く。）
	京都南部コミュニケーショングループ	担当地域における自治体及び地域の関係諸団体との渉外、連携、協力（原子力事業本部所管事項を除く。）

⁴⁵ 美浜発電所3号機のタービン建屋において、復水配管の流量計オリフィス下流部が、中を流れる水的作用により徐々に薄くなって破損し、約140℃の熱水と蒸気が噴出する事故が起きた。事故の直接的な原因は、関西電力の二次系配管肉厚管理の不備から、本来管理すべきであった箇所を長年にわたって管理できていなかったことにある。

⁴⁶ 2019年6月の組織改正により、京都支社は、送配電カンパニー電力本部と統合され、送配電カンパニー所属に再編された。

支社	グループ	各グループ固有の業務内容
	京都北部コミュニケーショングループ	担当地域における自治体及び地域の関係諸団体との渉外、連携、協力（原子力事業本部所管事項を除く。）

イ 京都支店から京都支社への組織変更

2015年6月の組織改正で、京都支店は、京都支社に組織変更された。京都支店は、地域対応が主たる業務である京都支社（前記ア参照）と異なり、その業務は地域対応には限られず、下表のとおり、送電線、変電所、配電線の維持管理、設置及び改修工事や付帯する建物、用地の維持管理等も含まれていた。

京都支店の業務概要	詳細
送電線、変電所、配電線の維持管理、設置及び改修工事	送電線、変電所、配電線等電力設備の健全性確認（巡視）や定期点検
	老朽化・不具合設備に関する修繕・取替等の改修
	発電事業者や顧客からの電気接続申込時における設備の設置
付帯する建物、用地の維持管理	事業所建物の維持・管理、修繕等
	電力設備、建物の付帯する土地の管理及び購入
地域（自治体等）の対応	地域対応に関する計画策定
	地域共生の推進
	自治体及び地域関係団体との渉外・連携・協力
	地域に関する情報の調査、収集等
総務、労務、人事、経理、調達契約等	業務計画・環境・広報
	労務・安全衛生・人事・給与・厚生（社宅・寮管理を含む。）
	予算・決算・調達

(3) 総務室

総務室は、秘書グループ（役員に関する業務等）、庶務グループ（儀式、会議、入会及び寄付に関する業務等）、防災グループ（防災計画の総括に関する業務等）、文書・株式グループ（定款、株主総会に関する業務等）、用地グループ（用地に関する運営計画に関する業務等）、法務総括グループ、法務サポートグループ（主として営業、立地及びグループ経営に関する事項の法務サービス）、国際法務グループ（主として国際事業及び海外取引に関する事項の法務サービス）及び原子力法務グループ（原子力に関する訴訟等に関する業務）で構成される。

本件社内調査は、損害賠償、コンプライアンス、法令の調査・研究、立法対応、訴訟等・契約書審査・法律相談・法務情報の提供等の法務サービス（法務サポー

ト及び国際法務グループが担当する事項を除く。)、業務改善提案及び室の運営(法務総括、法務サポート、国際法務及び原子力法務グループに関する事項に限る。)を行う法務総括グループが担当していた。

(4) 調達本部

関西電力では、2015年6月の組織改正以前は、購買組織は調達担当部署及び調達の金額規模によって分けられており、本店のほか、各支店、各事業本部及び発電所等の業務機関においても調達業務(契約締結業務)を担当していた。調達担当部署⁴⁷及び金額規模による具体的な区分けは、下表のとおりである。

2015年6月の組織改正までの購買組織		
調達担当部署	締結権限を有する契約	実際の契約締結業務を行う部署
購買室 (本店)	1.5億円超過の機器・工事契約	機器契約グループ 工事契約グループ
	1.5億円以下の機器・工事契約	購買センター 契約グループ
原子力事業本部	1.5億円以下の機器・工事契約	経理グループ
支店・支社	1.5億円以下の工事契約	経理グループ
火力事業本部	1.5億円以下の機器・工事契約	経理グループ
原子力発電所	4千万円以下の機器・工事契約	所長室

その後、2015年6月の組織改正により、調達担当部署及び金額規模により分けられていた購買組織を設備・品目ごとに組織化した上で、調達業務(契約締結業務)を本店に集約化し、より専門性を高めた組織として調達本部を本店に設置した⁴⁸。

他方で、原子力設備調達グループに関しては、原子力事業本部及びサプライヤーが福井県を拠点にしていることから、原子力事業本部に本店の調達本部の出先機関が常駐して調達業務(契約締結業務)までを同県内で完結するようにし、また原子力発電所には地域対応の観点から一定の範囲で購買機能(権限)を残した。

⁴⁷ 関西電力では、契約の請求や当該契約に基づく工事を実施する部署を「工事担当箇所」、調達本部又は調達本部から権限分掌された契約の締結等に関する業務を行う部署を「契約担当箇所」と呼称しているが、本報告書においては、「工事担当箇所」を「業務担当部署」、「契約担当箇所」を「調達担当部署」と呼称する。

⁴⁸ 例外的に専門性等を有する一部の業務に関する委託契約等を契約する場合については、当該業務を所管する部門が一定額までの発注権限を有しており、後記第3章第1、5(2)ウのオーニング等に対する原子力発電所の警備業務はこの類型に該当する。

2015年6月の組織改正後の購買組織		
調達担当 部署	実際の契約締結業務を行う グループ	締結権限を有する契約
調達本部 (本店)	原子力設備調達グループ	機器・資材・請負契約（原子力）
	火力・水力設備調達グループ	機器・工事契約（火力）・設備契約 （水力）
	流通・一般機器調達グループ	機器契約（変電制御・送配電・一般）
	流通設備工事契約グループ	工事契約（送配電）
	一般工事契約グループ	工事契約（土木建築・一般）
	委託契約グループ	委託契約・リース契約

なお、関西電力における発注手続のルールは、別紙 2-3-3-4 のとおりである。

4 関西電力のグループ会社

関西電力は、2019年3月31日時点で、グループ会社が149社（連結子会社77社、非連結子会社18社、関連会社54社）ある。そのうち、本報告書で主として触れるグループ会社の概要は、別紙 2-3-4 のとおりである⁴⁹。

⁴⁹ 役員構成は、2019年7月時点とする。

第3章 森山氏と関西電力との関係

本章においては、第1として、森山氏の経歴並びにその地位及び活動について、第2として、森山氏が高浜町に在職していた時代から他界するまでの関西電力との関係について詳述する。

第1 森山氏の経歴並びにその地位及び活動

1 概要

森山氏の経歴の概要は、以下のとおりである⁵⁰。

時期	概要
1928年10月	出生
	工業専門学校土木工学科を卒業
1949年5月	京都府に就職
1958年12月	綾部市に転職・綾部市臨時職員（衛生課水道係・建設課）
1959年8月	（綾部市）正職員（技術員）（建設課）
1962年4月	（綾部市）技術吏員
1965年4月	（綾部市）建設課都市計画第一係長
1966年11月	（綾部市）土木課都市計画係長
1969年12月	綾部市を退職
1969年12月	高浜町に転職・企画室主幹
1970年12月	（高浜町）民生課長
1970年	部落解放同盟福井県連合会書記長・高浜支部書記長（～1971年）
1971年	福井県客員人権研究員（～2018年）
1971年10月	（高浜町）総括課長兼建設課長（1973年1月からは総括課長のみ）
1974年8月	（高浜町）企画課長
1975年10月	（高浜町）収入役
1977年4月	（高浜町）助役
1986年	高浜町都市計画審議会委員（～2010年）
1987年2月	高浜町人権擁護委員（～1999年3月）
1987年5月	高浜町を退職
1987年6月	高浜町教育委員会（委員長又は委員）（～2010年9月）
1987年6月	柳田産業相談役（～2018年）
1987年7月	関電プラント顧問（～2018年）
1997年3月	オーイング取締役（～2018年）
2000年	高浜町あらゆる人権差別をなくする審議会委員（～2010年）

⁵⁰ なお、森山氏の受賞歴等としては、(i)自治功労賞（1973年）、(ii)社会教育功労賞（1975年）、(iii)地方自治の振興と地域社会の発展功労表彰（1976年）、(iv)科学技術長官賞（1985年）、(v)法務省人権擁護局長感謝状（1996年）、(vi)瑞宝小綬章（2003年）、(vii)高浜町町政功労者表彰（2005年）がある。

時期	概要
2009年	福井県人権施策推進審議会委員（～2018年）
2019年3月	90歳で死去

2 高浜町役場における職務

森山氏は、大阪府内の工業専門学校を卒業後、1949年5月に京都府に就職し⁵¹、その後、1958年12月に綾部市に転職した後、1969年12月に高浜町に転職した。

その後、森山氏は、1969年12月に企画室主幹に就任した後、1970年12月に民生課長に就任し、総括課長⁵²兼建設課長（1971年10月就任。1973年1月からは総括課長のみ）を経て、1974年8月に企画課長に就任し、1975年10月～1977年3月までの間、収入役を務めた後、同年4月に助役に就任し、その後約10年にわたり助役を務めた後、1987年5月31日に高浜町を退職した。

企画課長は関西電力との事務的な折衝の窓口となる職位であり、森山氏は、後記第2、1のとおり、企画課長時代から収入役及び助役時代を通じ、浜田氏とともに、高浜発電所3号機及び4号機の増設や高浜発電所の運営に関する関係各所との折衝や関連問題への対応等に当たっていた。

3 役場職員以外の地方自治体における地位及び活動

(1) 福井県における地位及び活動

森山氏は、福井県において、1971～2018年の間、福井県客員人権研究員を務めていた。客員人権研究員の主な職務は、人権問題や人権施策に関する各種事項に関して福井県からの要請に対して意見を述べることであった（面会、電話、手紙等により年間30回程度）。

また、森山氏は、2009～2018年の間、福井県人権施策推進審議会委員を務めていた。人権施策推進審議会委員の主な職務は、審議会に参加して人権施策基本方針や人権施策の実施状況に関して意見を述べることであった⁵³。

なお、福井県が2019年10月15日に設置した高浜町元助役関係調査委員会による2019年11月21日付「高浜町元助役との関係にかかる調査報告書」によれ

⁵¹ ただし、京都府によれば、森山氏が正規職員として京都府で勤務した記録はなく、臨時職員等として勤務していた可能性はあるものの、当時の記録は残っていないとのことである。

⁵² 複数ある課長職の上位の職位であり、森山氏以外に1名が就いたほかその職位に就いた者は存在しない。

⁵³ ただし、記録の残る2014年以降、審議会へ出席したという記録はない。

ば、同調査委員会が調査対象とした特別職や部長等の職位にあった福井県職員が、森山氏から、数千円～20万円程度の現金や商品券等の金品を受領していた事実が確認されている。この調査における調査対象者313名のうち、180名が人権関係の研修会等を通じて森山氏と接点があり、そのうち109名が森山氏から金品を受領していたものとされている。

(2) 高浜町における地位及び活動

森山氏は、高浜町教育委員会において、1987年6月～2010年9月の間委員を務め、また、1990年10月～1992年9月の間、1994年10月～1999年9月の間、2001年10月～2002年9月の間及び2005年10月～2008年9月の間は委員長を務めていた。

また、森山氏は、高浜町都市計画審議会において、1986年1月～2010年1月の間委員を務め、1986年1月～1998年1月の間は会長を、1998年1月～2010年1月の間は副会長を務めていた。

さらに、1987年2月～1999年3月の間は人権擁護委員、また、2000～2010年の間はあらゆる人権差別をなくする審議会の委員をそれぞれ務めていた。

なお、高浜町が2019年12月9日に設置した高浜町元助役関係調査委員会による2020年3月2日付「調査報告書」によれば、同調査委員会が調査対象とした課長職以上の職位にあった高浜町職員等が、森山氏から、一定の金品を受領していた事実が確認されている。この調査における調査対象者56名のうち、1名が森山氏から10万円相当の商品券を受領しており⁵⁴、17名が森山氏と3000円～1万円程度の中元、歳暮又は見舞金等のやり取りをしたとされている。また、1名がオーイングから中元及び歳暮等を受領していたとされている。もともと、この調査において、調査対象者が、森山氏、吉田開発又はオーイングから請託を受けた事実、及び、これらの者に対して便宜を図った事実は、いずれも確認されなかったとのことである。

4 部落解放同盟における地位及び活動

部落解放同盟中央本部による2019年10月7日付コメント⁵⁵によれば、森山氏は、高浜町への転職の直後である1970～1971年の間、部落解放同盟福井県連合

⁵⁴ 同調査報告書によれば、商品券を受領した者は、森山氏に対し、同程度の金額の品物を返礼したとされている。

⁵⁵ 「福井県高浜町元助役から関西電力幹部への金品受領問題に関する部落解放同盟中央本部のコメント」(<http://www.bll.gr.jp/info/news2019/news20191008.html>) (2020年3月10日閲覧)。

会の書記長及び高浜支部の書記長を務めていた。同コメントによれば、森山氏は、1972年に部落解放同盟福井県連合会の書記長及び高浜支部の書記長の職を辞して以降は、部落解放同盟の福井県連合会や高浜支部の運営等に関与することはなかったものとされている。

5 関電プラント及び本件取引先等における地位及び活動

(1) 関電プラントにおける地位及び活動

森山氏は、1987年5月に高浜町を退職後、関西電力の紹介で、同年7月1日に関電プラント（当時の社名は関電興業株式会社）の顧問に就任した。森山氏は、その後、体調不良等を理由に2018年12月31日をもって退任するまで、30年以上にわたり関電プラントの顧問の地位にあった。関電プラントでは、毎年6月下旬に、「顧問（非常勤）の委嘱期間の更新について」と題する稟議書（委嘱期間：1年間、報酬：年額200万円（手取り））が作成され、社長決裁を経ていた。

もっとも、森山氏への関電プラントの顧問委嘱に当たっては、同社と関西電力が「但し、業務には一切関与願わないものとする。」と記載された覚書を締結しており、森山氏に対する関電プラント顧問としての肩書は名目的なものであったと評価すべきである。

(2) 本件取引先における地位及び活動

森山氏は、本件取引先の少なくとも一部において役員等の一定の地位を有していた。また、本件取引先の役員等は、森山氏と関西電力の役職員との会食等に同席し、場合によっては、関西電力の役職員に金品を渡したことがあった。さらに、関西電力から本件取引先への発注について、森山氏が関西電力に対し発注や情報提供を要求したことが認められる。森山氏と本件取引先各社との関係についての本調査の結果は以下のとおりである。

なお、(i)森山氏が本件取引先から受領していた報酬等の有無等については、**後記第4章第1、3(2)**、(ii)森山氏及び本件取引先等が関西電力の役職員に対して提供した金品等の有無及びその額については、**後記第4章第1、2**をそれぞれ参照されたい。

ア 吉田開発

吉田開発は、福井県大飯郡高浜町に本社を置き、関西電力関連の工事としては、

主に高浜町における土木建築工事を請け負っている会社である。関西電力及び関電子会社 6 社からの吉田開発に対する発注の状況については、**後記第 4 章第 3、1**を参照されたい。

吉田開発の役員は、森山氏に呼ばれて同氏の京都市内の自宅に出向くことなどがあつた。もっとも、閉鎖登記簿謄本等の公開情報によれば、森山氏が吉田開発の役員等に就任していた事実は認められなかった。

吉田開発の役員は、**後記第 2、3(1)イ**のとおり、森山氏と関西電力の役職員との会食等に同席していた。その回数は相当数に上り、時にはその会食等において関西電力の役職員に対し金品を提供していた。また、**後記第 4 章第 3、2(1)ア(ア)**のとおり、森山氏は、関西電力に対し、吉田開発に対する工事等の発注を要求していた。その結果、吉田開発の関西電力関連工事の受注が伸びた。吉田開発は森山氏に対して総額で 3 億円程度の金品を謝礼として提供した。そのほか、**後記第 4 章第 1、2(3)ア(ア)b**のとおり、森山氏は、吉田開発が関西電力の所有地を賃借したり買い受けたりすることができるよう関西電力に要請していた。

なお、**後記第 6 章第 1、2**のとおり、吉田開発は、2018 年 1 月頃に金沢国税局の税務調査を受け、これに関連して森山氏と関西電力も税務調査を受けている。この税務調査が契機となって、関西電力の役職員が森山氏に対し、同年 2 月中に、受領していた相当額の金品等を返還するに至っている。

イ 柳田産業

柳田産業は、兵庫県高砂市に本社を置き、関西電力関連の工事としては、主に原子力発電所の定期検査等に関する工事等を請け負っている会社である。

柳田産業は、福井県出身の企業ではないが、従前、大手重電企業の下請企業として関西電力の発電所を含む発電所・工場等のポンプやコーティング関連の仕事を請け負い、実績を積んでいく中で、関西電力から直接工事を受注するようになったものである。関西電力及び関電子会社 6 社からの柳田産業に対する発注の状況については、**後記第 4 章第 3、1**を参照されたい。

森山氏は、1987 年 5 月の高浜町退職後、同年 6 月に柳田産業の相談役に就任した。森山氏は、相談役の報酬として相当の金額を受領しており、本件ヒアリングによれば、報酬額は年数千万円単位だったと聞いたことがあると述べる者も存在する。また、**後記第 4 章第 1、2(3)ア(ア)a(a)**のとおり、1980 年代に大飯発電所の幹部であった者に対する本件ヒアリングによれば、1987 年 5 月の高浜町助役退任後、森山氏が、同年 6 月頃に同幹部の自宅を訪問し、「柳田産業を頼む。」と言って 5～10 万円分の商品券を置いていったとのことである。

なお、関西電力から提供を受けた資料の中には、森山氏は、柳田産業の取締役

に就任していたとの記載があるものも存するが、閉鎖登記簿謄本等の公開情報からは、森山氏が柳田産業の取締役就任していた事実は認められなかった。

また、柳田産業は、1990年代前半以降、京都府京都市中京区所在のマンションの一室を京都事務所とし、同事務所を森山氏の個人事務所とした。さらに、同社は社宅として同マンションの最上階の一室を賃借し、森山氏は同室を京都市の居宅としていた。

柳田産業の役員は、後記第2、3(1)イのとおり、森山氏と関西電力の役職員との会食等に少なくとも数回は同席していた。こうした会食等の中には、柳田産業が主催して、森山氏、関西電力の福井原子力事務所並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の所長や事務次長を招いて行われたものもあったとのことである。また、後記第4章第3、2(1)ア(イ)のとおり、森山氏は、関西電力に対し、柳田産業に対する発注予定額の上積み等を要求していた。

森山氏は、2018年10月、柳田産業の相談役を退任した。

後記第6章第1、2の税務調査を契機とした関西電力の役職員の森山氏に対する、2018年2月の金品の返却については、柳田産業の役員の立会いの下で行われていたことが認められる。

ウ オーイング

オーイングは、福井県大飯郡高浜町に本社を置き、関西電力関連の業務としては、主に原子力発電所の警備業務を請け負っている会社である。関西電力及び関連電子会社6社からのオーイングに対する発注の状況については、後記第4章第3、1を参照されたい。

オーイングの主たる業務は警備業である。警備業以外には、ビルメンテナンス業務、人材派遣(受付業務等)を行っている。関西電力から受注している業務は、原子力発電所の警備業務と京都支社管内の事業所の清掃業務であり、売上としては、高浜発電所の警備業務による売上が最も大きい。

オーイングの閉鎖登記簿謄本その他の資料及び本件ヒアリングによれば、森山氏は、オーイングの株式を保有するとともに、オーイング設立時(1997年3月5日)から2018年5月22日まで、オーイングの取締役に就任していた。

オーイングの役員は、後記第2、3(1)イのとおり、森山氏と関西電力の役職員との会食等に少なくとも20回以上同席していた。また、後記第4章第3、2(1)ア(ウ)のとおり、森山氏は、関西電力が他社に発注していた業務をオーイングに発注するよう、関西電力に対し度々要求するなどしていた。

エ 塩浜工業

塩浜工業は、福井県敦賀市に本社を置き、関西電力関連の工事としては、主に土木工事、建築工事、特殊鋼造工事を請け負っている会社である。関西電力及び関電子会社 6 社からの塩浜工業に対する発注の状況については、**後記第 4 章第 3、1**を参照されたい。

関西電力から提供を受けた資料には、関西電力が、塩浜工業を森山氏と関係性がある企業として認識している旨の記載がなされているものもあるが、森山氏が塩浜工業の取締役又は顧問等に就任していたことが明記された資料はなく、閉鎖登記簿謄本等の公開情報からも、森山氏が塩浜工業の取締役に就任していた事実は認められなかった。

しかし、塩浜工業の役員は、**後記第 2、3(1)イ**のとおり、森山氏と関西電力との役職員の会食等に少なくとも 10 回以上同席していた。また、**後記第 4 章第 3、2(1)ア(エ)**のとおり、森山氏は、関西電力に対し、塩浜工業を JV 元請にするよう要求したり、塩浜工業への発注金額の増額を要求したりするなどの発注要求を行っていた。

(3) その他の関西電力の取引先における地位及び活動

関西電力から提供を受けた資料その他資料及びヒアリングによれば、本件取引先以外に、森山氏が顧問・相談役又は役員に就任していた企業は確認されなかった。

もっとも、関西電力が森山氏と関連する企業として認識していた取引先は必ずしも本件取引先には限られず、また、高浜町等に所在する地元企業の中には、以下に述べるとおり、森山氏が関西電力に対し当該企業への発注を要求するなど、本件取引先以外にも森山氏と一定の関係を有していたことがうかがわれる企業が存在している（**前記第 1 章第 1、4(1)イ**で述べたとおり、本件取引先とこれらの企業を「本件取引先等」と総称する。）。

なお、関西電力が社内調査報告書等において森山氏と一定の関係を有するとしていた、吉田開発、柳田産業、オーイング、柳田産業及び **XI 社**の 5 社（本件取引先）においては、それぞれ森山氏と一定の関係が認められたものの、その関係の深さはそれぞれ異なり、本件取引先のうち、**XI 社**については、**前記第 1 章第 1、4(1)イ脚注**のとおり、他の本件取引先と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えられるため、本項において記載する。

ア X1 社

X1 社は、福井県福井市に本社を置き、関西電力関連の業務としては、主に原子力発電所における警備業務等を請け負っている会社である。関西電力及び関電子会社 6 社からの X1 社に対する発注の状況については、後記第 4 章第 3、1 を参照されたい。なお、現在は、X1 社において、高浜発電所に関する業務の売上は少額である。また、X1 社は、関西電力の業務に関するオーイングの下請も行っている。

関西電力から提供を受けた資料の中には、森山氏が X1 社の取締役又は顧問に就任していたとの記載があるものも存在する。もっとも、X1 社の役員はこの事実を否定しており、また、少なくとも、閉鎖登記簿謄本等の公開情報からは、森山氏が X1 社の取締役に就任していた事実は認められなかった。

発注との関係では、後記第 4 章第 3、2(1)ア(オ)のとおり、森山氏が、関西電力に対し、X1 社に対する発注予定額の情報提供を求めたことがある。

イ X2 社

X2 社は、関西電力グループ及びその元請先から工事等を請け負っている会社である。

大飯発電所の幹部であった者と高浜発電所長の長谷泰行氏その他の関西電力職員間の電子メールその他の資料によれば、X2 社は、2013 年 12 月、森山氏に対し、関西電力、関電プラント及び環境総合テクノスの工事を受注したい旨等を記載した要望書を提出し、また、2016 年 1 月にも、森山氏に対し、関西電力の大飯発電所の設備の改修工事を希望する旨を要望していた。これらの X2 社の要望は、森山氏から関西電力の役職員に伝達され、関西電力の役職員はこれらの要望に対する対応を検討した。中でも 2013 年 12 月の要望書に対しては、個々の要望に対し関西電力として前向きに応じる方向での返答を行い、また、2016 年 1 月の要望に係る改修工事は X2 社が工事を受注するに至ったことが認められる。

なお、これらの 2 つの要望に関して、X2 社が森山氏に手数料等を支払った事実は認められなかった。

ウ X3 社

X3 社は、関西電力グループ及びその元請先から工事等を請け負っている会社である。

以下の記述は、特に断りのない限り、**X3 社**の役員に対するヒアリングに基づくものである。

X3 社は、1993 年頃、森山氏から関西電力の取引先の紹介を受け、関西電力の発電所に関する業務を当該取引先の下請として受注し始めた。当該取引先の紹介に対して、**X3 社**が、森山氏に謝礼等を支払ったことはないが、通常の付き合いの中で森山氏の遊興費（パチンコ代）を負担するなどといったことはあったとのことである。

また、**X3 社**は、1998 年頃、吉田開発とともに、森山氏に対し、吉田開発及びその下請としての **X3 社**が関西電力の業務を受注できるように依頼し、その後関西電力から総額約 800 万円の業務を受注した。これについて、**X3 社**は、吉田開発と相談の上、受注の謝礼として、吉田開発と折半して合計現金 80 数万円を京都の森山氏の自宅に持参して手渡した。

さらに、**X3 社**は、2003 年頃、森山氏に対し、関電プラントの業務を受注できるよう依頼し、その後業務を受注するに至った。**X3 社**は、この業務受注に対して、森山氏に金銭の支払いを行ってはいないが、森山氏と酒席を共にし、その代金 40 数万円を **X3 社**において支払ったとのことである。

エ 株式会社熊谷組

共同通信社による 2020 年 1 月 7 日付の「関電、熊谷組受注に便宜」と題する報道及びその続報（以下「熊谷組関連報道」と総称する。）によれば、1997 年に、関西電力の子会社である株式会社原子力安全システム研究所（以下「INSS」という。）が発注し、株式会社熊谷組（以下「熊谷組」という。）が受注・施工した同研究所新築工事（以下「研究所新築工事」という。）に関し、森山氏が、関西電力の幹部職員を恫喝し、競合他社である株式会社大林組（以下「大林組」という。）に同工事の受注の断念を要請するなど、熊谷組が同工事を受注できるよう便宜を図ることを求めるなどし、その後、熊谷組が同工事を受注したとのことである。

熊谷組関連報道を受け、当委員会において、同報道に係る音声（森山氏と関西電力の幹部職員との通話を録音したとされるもの。以下「本件音声」という。）の内容を確認するとともに、関西電力から、熊谷組が同工事を受注した経緯等に関する資料の提供を受けて調査した。

しかし、熊谷組が研究所新築工事を受注した経緯等に照らせば、疑いはあるものの、関西電力の幹部職員とされる人物が、森山氏の要求に応じ、大林組の担当者と交渉し、熊谷組が同工事を受注できるよう便宜を図ったと認定するまでには至らなかった（この熊谷組の一件に関する当委員会の評価の詳細は、後記第 4 章第 3、3(2)のとおりである。）。

第2 森山氏と関西電力の関係

1 高浜町役場在職時代の森山氏と関西電力の関係

(1) 高浜発電所3号機及び4号機の増設に対する協力

高浜発電所1号機は1969年12月に、また、高浜発電所2号機は1970年11月にそれぞれ原子炉設置の許可がなされている。当時、森山氏は、1969年12月に高浜町に就職し、1970年12月には民生課長に就任した。

1975年前後に設置に向けた動きが本格化した高浜発電所3号機及び4号機については、関西電力から提供を受けた1975年1月30日～1977年6月9日の間における関西電力と福井県や高浜町との打合せ内容を記載した「高浜原子力発電所増設の経緯について(地元対策)」と題する資料(以下「地元対策経緯資料」という。)、高浜町議会の議事録その他の資料より、森山氏が、遅くとも企画課長を務めていた1975年1月頃から高浜町長であった浜田氏とともに、関西電力と高浜発電所の増設に向けた協議を開始し、以後、地元住民、地元漁業協同組合、高浜町議会、県等の関係先との折衝に当たっていたことが確認できる。高浜発電所3号機及び4号機は、1980年8月に原子炉設置の許可がなされており、森山氏はそれまでの間に収入役(1975年10月就任)を経て助役(1977年4月就任)へと地位が変化しているが、高浜発電所3号機及び4号機の増設に関する森山氏の上記役割が変わることはなかった。

森山氏は、高浜町議会議員、地元住民や漁業協同組合に対する根回し、県知事に対する陳情を含む福井県との折衝等を行い、その経過を関西電力の担当者らに逐次報告し、高浜発電所3号機及び4号機の立地に向けた協議を行っていた。これらの根回し、折衝等や関西電力との協議は、森山氏が浜田氏とともに行っていたこともあれば、浜田氏を伴わずに森山氏が単独で行っていたこともあった。

関西電力担当者らは、自らも福井県知事や県職員、地元関係者らと面談を行い、高浜発電所3号機及び4号機の増設に向けた申入れや協議を行っていたが、地元対策経緯資料より、これらは多くの場合、浜田氏や森山氏の根回しを前提にしており、各関係者と最も密接に折衝を行っていたのは、浜田氏及び森山氏であったことが確認できる。

中でも、浜田氏及び森山氏が最も尽力していたのは、高浜発電所3号機及び4号機の増設に反対する一部の漁業協同組合等の地元関係者の説得であったようである。浜田氏及び森山氏は、高浜町として地域振興対策を行うとしてこれら地元関係者を説得するよう努め、関西電力は当該地域振興対策に協力する旨の協定書を締結している。そして、関西電力は、この地域振興対策への協力として、

1976～1977年に合計9億円の協力金を高浜町に対して支払っている。この9億円の協力金については、関西電力から浜田氏名義の口座に振り込まれ、浜田氏及び森山氏と地元関係者の協議の結果を踏まえ、町道舗装や漁港整備等の地域振興対策や漁業振興対策の費用として支出されたが、後に、浜田氏名義の口座に協力金を受け入れたことや、その使途が浜田氏らにより独断で決定されたことは違法であるなどとして、地元住民から住民監査請求が行われることとなった⁵⁶。

また、浜田氏及び森山氏は、行政側の担当者として、高浜町議会において原子力発電所増設を擁護する趣旨の答弁を度々行っていたことが認められる⁵⁷。

関西電力から提供を受けた森山氏に関する情報が記載された1994年3月25日付の資料（1988年1月当時の資料の引用とされる記載がある。以下「森山氏情報資料」という。）には、関西電力の1988年1月当時の認識として、「高浜3、4号機の建設にあたって、地元及び漁協との折衝に当たるとともに、それらの要求を吸い上げ町の振興計画に反映し、立地に対する住民の合意形成に尽力した。」と記載されているところ、この関西電力の認識は、上記の森山氏の活動の内容に沿ったものである。

(2) 原子力発電所の運営に対する協力

ア 概要

森山氏情報資料には、上記の高浜発電所3号機及び4号機の増設に対する森山氏の尽力に加え、「当社に対する寄与内容」として、関西電力の1988年1月当時の認識に基づき、以下の内容が記載されている。

時期	内容 ⁵⁸
1979年4月16日	米国スリーマイル島原子力発電所事故の影響により大飯1号機を停止したが、その際定検中であった高浜、美浜発電所の早期運転再開について側面的に国・県に働きかけを行ない早期再開に

⁵⁶ 結論としては、高浜町監査委員による監査の結果、違法又は不当な点はないものと判断された。その後、当該地元住民から再度住民監査請求がなされたが、既に監査したとおりであって再度監査を行う理由がないとして、再度の住民監査請求は却下されている。

⁵⁷ 当委員会において、1976～1977年の高浜町議会の議事録を確認したところ、森山氏は、高浜町議会において度々浜田氏の指名に基づき答弁をしており、その内容は原子力発電所関係の質問に対する答弁が多数含まれた。森山氏は、原子力関係の質問に対しては、行政側として、一貫して原子力発電所推進又は擁護の立場での答弁をしている。なお、1968～1975年及び1978年の森山氏の答弁内容については、高浜町において町議会の記録が見当たらないとのことであり、確認することができなかった。

⁵⁸ 森山氏情報資料について、個人の特定を避けるなどの目的で、一定の加除修正を行っている。

時期	内容 ⁵⁸
	力となった。
1980年1月	高浜3、4号機に係る我が国で最初の2次ヒヤリング開催にあたり、ルールづくりや警備対応の中心になって全般を取り仕切り、ヒヤリングを成功させるとともに3、4号機増設に大きな力となった。
1980年12月	高浜3、4号機の本格着工に必要な建築確認について、当社が着工を予定していた12.3に間に合わせるよう県と折衝し、12.3建築確認通知を得ることができた。
1985年3月	地元の組合からの苦情に対し、当該組合を説得し個人の問題とするよう切り離し工作をしてくれた。
1985年5月	大飯3、4号機2次ヒヤリングの開催方式に関する周辺市町村のまとめ役となり、要望書の作成や国への陳情に努力し、同ヒヤリングが意見を聴く会方式となる大きな力となった。
1986年5月	チェルノブイリ事故に際し、地元団体からの町に対する陳情書を町限りに止どめ、公にしなかった。
1987年2月	地元企業からのフナクイムシに係る要望に際し、当社と地元企業の仲介を行ない、正常な土地取引として解決することができた。
1987年4月	高浜3号機の格納容器給気ダクト内での業者の圧死事故に際し、警察・地元関係に対する無言の圧力により穏便に済ませることができた。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の各種トラブルに際し、原子力推進の立場から地元説得にあたり、国・県への対応のバックアップをしてくれた。 ・ 新規立地予定地点からの視察者に対し、終始推進の姿勢で行政としてのあり方について積極的に説得してくれた。 ・ 議会对策上、一部議員の封じこみをはかり、発電所をカバーしてくれた。 ・ 問題ある企業について、町業者としての指名を拒否するとともに発電所工事業者としての侵入を阻止してくれた。 ・ 地元からの寄付要望について、当社の立場を考慮し調整してくれた。 ・ 当社関係に対する採用希望者の窓口となって整理してくれた。 ・ 原子力関係者の町内における交通事故等のトラブルに対し、素早く行動して地元から批判がでないよう措置してくれた。

これら森山氏の「寄与内容」には、原子力発電所の稼働のための国や県の折衝等、原子力発電所を誘致した立地地域の行政を担当する者として、違和感のない内容も含まれている。

他方で、上記「寄与内容」には、「地元の組合からの苦情に対し、当該組合を説得し個人の問題とするよう切り離し工作をしてくれた。」(1985年3月)、「チェルノブイリ事故に際し、地元団体からの町に対する陳情書を町限りに止どめ、公にしなかった。」(1986年5月)、「地元企業からのフナクイムシに係る要望に際し、当社と地元企業の仲介を行ない、正常な土地取引として解決することがで

きた。」(1987年2月)、「高浜3号機の格納容器給気ダクト内での業者の圧死事故に際し、警察・地元関係に対する無言の圧力により穏便に済ませることができた。」(1987年4月)、「当社関係に対する採用希望者の窓口となって整理してくれた。」「原子力関係者の町内における交通事故等のトラブルに対し、素早く行動して地元から批判がでないよう措置してくれた。」といった、行政担当者の職務として行うべきものか疑問があるものや、適切な解決が行われているのか疑わしいものも多々含まれている。

もともと、こうした疑問がある「寄与内容」のうち、関西電力から提供を受けた資料等により当委員会がより詳細な事情を確認できたものは、下記のフナクイムシ問題のみである。

イ フナクイムシ問題

森山氏情報資料に記載の「地元企業からのフナクイムシに係る要望に際し、当社と地元企業の仲介を行ない、正常な土地取引として解決することができた。」(1987年2月)との事案について、関西電力から提供を受けた資料によれば、以下の経緯が認められる。

当該地元企業(以下「本件地元企業」という。)は高浜町が町に誘致した企業であり、高浜発電所に近い土地を保有し、海上の水面貯木場に木材を保管していた。しかし、高浜発電所からの温排水の排出(水温上昇)により、フナクイムシが増加し、本件地元企業が水面貯木場に保管していた木材に対する食害が頻発するようになったため、1981年5月2日、本件地元企業は、高浜町長に対し、関西電力に対して指導を求める旨の陳情書を提出した。同月7日、高浜町長は、関西電力に対し、当該陳情書の内容検討と対応について回答を要請した。

関西電力は、1981年7月3日、高浜町長に対し、引き続き水質・温排水拡散状況について調査を継続すること、高浜発電所の増設及び維持運営については本件地元企業から誓約書を取得して承諾を得ていることなどを回答し、同月4日、高浜町長は本件地元企業にこれを伝えた。これに対し、同月21日、本件地元企業から高浜町長宛に、関西電力に高浜発電所の増設及び維持運営についての誓約書を提出した当時、温排水の排出による水温上昇は予想外であり、当該誓約書はフナクイムシの増加による食害被害を想定せずに作成したことなどを内容とする再陳情書が提出された。

その後、フナクイムシの増加問題は解決しないまま、本件地元企業は、木材不況により経営状態が厳しくなり、1985年後半から関西電力に対し、本件地元企業の所有する約3万坪の土地及び建物の買取りを依頼するようになった。この関西電力と本件地元企業との協議に、遅くとも同年12月頃から、高浜町助役

の森山氏が介在するようになった。関西電力は当初、電気事業者として利用計画のない土地を取得することはできない、また、町が誘致した企業を関西電力が救済することは事業の性格上不可能であり、各方面で諸種の問題を起こすなどの理由で、本件地元企業の土地買取りの依頼を拒絶していた。しかし、森山氏は、関西電力と本件地元企業という高浜町の誘致企業同士で争うことは避けてもらいたいなどとして、高浜町長とともに関西電力に善処を求めていた。関西電力は、1986年2月、県や当時の通商産業省の了解といった条件が整えば土地の買取りも検討するとして、森山氏にその方針を伝えた。これに対し、森山氏は、本件地元企業にフナクイムシ問題を白紙に戻させて、その上で土地の買取要請を行わせることに全面的に協力するとの意向を示した。

関西電力は、対象の不動産について不動産鑑定を行い、1986年3月、鑑定結果に基づき総額約6億4600万円との価格の提示を行った。これに対し、同年7月、本件地元企業は総額12億3000万円とする鑑定結果を提示し、関西電力の提示した価格では会社を整理することとなるとして、フナクイムシ問題抜きでの売買はあり得ない旨を主張した。関西電力は正常な価格での売買を主張し、フナクイムシ問題を踏まえた解決はあり得ない旨主張したが、森山氏からは高浜町の誘致企業間で争うことは避け、双方に打開策を検討するよう求められた。関西電力は、同年8月、自社の提示している価格が正常価格であるとしながら、国土利用計画法の手続が円滑に進められる額まで上積みすることとして、森山氏に一任する旨の方針を決定した。森山氏は、本件地元企業と協議し、同年9月、関西電力に対し、11億円であれば片がつく見通しであると伝え、関西電力も11億円で買取りに応じた。その後、細かな調整が行われ、同年11月中旬には関西電力と本件地元企業との間で話がまとまった。その際の手続として、同月15日付で、本件地元企業は、高浜町長に対し、同社所有の約3万坪の土地の売却斡旋に協力してほしい旨を依頼する文書、及び、フナクイムシ問題に関する陳情書等一切の文書を撤回するとともに、今後名目の如何を問わず異議・苦情の申出又は求償をしないことを誓約する関西電力宛の誓約書を提出し、これを受けて、高浜町長から同月19日付で関西電力に対し、本件地元企業の土地処分について協力を求める文書が提出された。

その後、国土計画利用法上の手続が完了した後の1987年2月20日、本件地元企業の土地及び建物を総額11億円で関西電力が買い受ける旨の土地建物売買契約が締結された。この売買契約締結に際しては、本件地元企業が、不動産鑑定事務所より、土地を11億2407万1000円と評価する1986年10月15日付不動産鑑定評価書、建物を2759万4000円と評価する同月20日付不動産鑑定評価書を取得し、また、関西電力は、1987年1月31日付で、別の不動産鑑定事務所より、土地を11億0717万円、建物を2678万円と評価する不動産鑑定評価書を取

得している。

以上のとおり、フナクイムシ問題においては、関西電力が森山氏の仲介によって、発電所の運営に関する地元企業との紛争を、最終的に当該地元企業の所有する不動産を買い取ることによって解決したことが認められる。関西電力から提供を受けた資料からは、森山氏がこの仲介に当たり違法ないし不当な手段を用いたことは認められないが⁵⁹、関西電力は、地元企業との紛争を解決するために、利用計画のなかった不動産を自らが取得した鑑定結果に基づき正常価格と考えていた価格よりも4億5000万円余りも高額な金額で購入し、森山氏らの要請に応じて、高浜町が誘致した企業を救済する結果となっている。

このフナクイムシ問題に端を発する本件地元企業との不動産取引は、原子力発電所の運営に関する地元企業との紛争を不動産の高額買取という不透明な手段によって解決するとともに、関西電力自身が当初、電気事業者として利用計画のない土地を取得することはできない、また、町が誘致した地元企業を関西電力が救済することは事業の性格上不可能であり、各方面で諸種の問題を起こすことを理由に土地の買取りを拒絶していたとおり、その内情が世間に明るみに出れば、そもそも、高浜町において発電所を設置・運営する電気事業者として不適切な取引であったとの批判を免れ得ない取引であった。

(3) 芦原氏、内藤氏との関係について

本件ヒアリングによれば、森山氏は、高浜町退職後、森山氏に接する立場にあった関西電力の役職員に対し、森山氏が高浜発電所3号機及び4号機の設置のために尽力した旨を繰り返し語っていたとのことである。

この話に付随して、森山氏は、「芦原氏、内藤氏と一緒に増設を行った。芦原氏を尊敬している。」「芦原氏と東京や群馬、栃木で会って話した。」「その時の書類が家にある。」などとして、高浜町助役在任当時の関西電力の会長であった芦原義重氏（以下「芦原氏」という。）及び副社長であった内藤千百里氏（以下「内藤氏」という。）と自分との関係を匂わせることがあったということである。

しかし、当委員会が調査した範囲において、芦原氏又は内藤氏と森山氏が接触していたこと及びその内容を直接示す資料は見当たらず、また、本件ヒアリングにおいて、森山氏が保有するという書類についても、内藤氏からの時候の挨拶の手紙以外に芦原氏又は内藤氏と森山氏との関係を示す書類を見た者はおらず、

⁵⁹ なお、2020年3月8日付の朝日新聞朝刊における報道によれば、高浜町助役在任当時の関西電力の副社長であった内藤千百里氏が森山氏に対し、上記の土地取引に関し、福井県に口利きを依頼したと同新聞記者に証言したとのことであるが、関西電力から提供を受けた資料には、内藤氏と森山氏の接触について記載はなく、また、両氏とも故人であるため、本件調査において、上記の口利き依頼の事実は確認できなかった。

また、上記以上に具体的に、芦原氏及び内藤氏と森山氏がどのような関係にあったのかを森山氏から聞いた者はいなかった。また、森山氏自身が語る「尽力」の内容も、確認できる範囲では多少なりとも具体的なものでも「私自身も過去高浜町長の指示のもとで、原子力発電所の建設に協力してきた。当時は地元も含めて83%が反対の中で、露骨なこともしてきたが、反対派ととことん話しをしてやってきた。特に芦原会長の意向に共鳴し一部の地元団体も反対のなかで地域性を重視しながら真剣な姿で徹底討論をして、なんとか私に任せるような状況にしたのである。計画、立案において行政とも連携し高浜1～4号の建設を推進してきた。」⁶⁰との人権研修における発言くらいであり、あとは、関係者を論破した、体を張って頑張った、ボディガードをつけてもらったこともあるという程度の抽象的なものでしかなかったとのことであり、芦原氏や内藤氏と森山氏の間を示す具体的な内容や、原子力発電所の立地及び運営に関し問題ないし不適切な行為があったことを示す内容を聞いた者もいなかった。

もっとも、内藤氏に対するインタビューを基にした朝日新聞社の記事⁶¹によれば、内藤氏は森山氏と当時の福井県知事らとの会合で会ったことや、「この男とは腹を割って話ができるとなれば、とことん信用される。」、また、「私の時に、高浜と大飯と二つ、いっぺんにやってしまった。それができたのは私と彼と…」として、森山氏との信頼関係を語り、また、内藤氏が森山氏から金品を受領していたことを告白したとされている。

森山氏自身による芦原氏や内藤氏との関係を匂わせる発言を複数の関西電力の役職員が聞いていることや、内藤氏のインタビューの内容からすれば、具体的な内容までは不明ではあるものの、芦原氏及び内藤氏と森山氏の間には何らかの密接な関係があったことが推察される⁶²。

2 高浜町役場退職後の森山氏に対する関西電力の懸念とその淵源

以上のとおり、森山氏は高浜町在職時代、原子力発電所の立地及び運営に協力しており、関西電力としても森山氏が原子力発電所の立地及び運営に寄与していたものと認識していたことが認められる。

他方で、森山氏が高浜発電所3号機及び4号機の増設に当たり、関西電力の担当者らと密に連絡を取りながら、高浜町議会議員、地元住民や漁業協同組合に

⁶⁰ この発言については、特定を避けるなどの目的で、一定の加除修正を行っている。

⁶¹ 2019年12月12日付朝刊「原発と関電マネー 癒着 上」

⁶² 本件地元企業は、前記(2)イ記載のフナクイムシ問題に端を発する不動産取引の実施に際して、関西電力と会食の場を設けたが、当該会食に内藤氏も出席していたとのことである。もっとも、当該会食へ森山氏が出席していたか否かは明らかでない。

対する根回し、県知事に対する陳情を含む福井県との折衝に当たっていたことや、芦原氏や内藤氏といった関西電力の経営トップ層と資料には表れない接触を行っていたこと、森山氏の高浜町助役時代の関西電力に対する寄与の内容には、原子力発電所の運営に当たって起こる様々な問題について、適切な解決が行われているのか疑問がある内容が多々含まれていることなどからすれば、森山氏は、前記のフナクイムシ問題の解決にみられるような関西電力の不適切な行為を少なからず見聞きし、また、フナクイムシ問題においてそうであったように、自ら関西電力の不適切な行為に関与してきたものと考えられる。また、森山氏が現にどこまでそういった関西電力の不適切な行為を知っていたかは別にして、関西電力の役職員において、各人に程度の差はあれ、森山氏を「関西電力の弱みを握る人物」として認識していたことが認められる。

森山氏情報資料には、高浜町を退職した森山氏に関して1988年1月時点で今後予想される懸念点として、(i)原子力発電所から県への報告、許認可について町又は県に圧力をかけ、ストップさせる、(ii)原子力発電所に関する問題を議会に取り上げさせ、同議会を通じて原子力発電所の業務運営を妨害する、(iii)関西電力に対する訴訟の原告側をバックアップし、原子力発電所からの温排水問題について関西電力を追及するといった懸念が記載されている。

合理的に考えれば、森山氏が長く高浜町助役を務め、地方自治体を含む地元に対し多少の影響力を持っていたとしても、立地地域として原子力発電所の稼働を前提とした経済活動が行われている高浜町において、高浜町を退職した一民間人に過ぎない森山氏が、原子力発電所の運営を妨害し、ましてや、その稼働をストップさせるほどの影響力を有しているはずはないところである。また、森山氏は、原子力発電所の立地及び運営に協力してきた者であり、上記のとおり、高浜町の退職後は原子力発電所の運営に関わる関西電力の取引先において一定の地位を有しており、原子力発電所が稼働することは森山氏の利益にもかなうことであったから⁶³、冷静に見ると、森山氏が関西電力にとって知られてはならない情報を有していたとしても、現実に原子力発電所の運営の妨害行動に出るかは甚だ疑問である。

なお、時間が経つにつれて、高浜町助役時代の森山氏との関係を含め、原子力発電所の立地及びその直後の時期のことを知る者が現役を引退していき、森山氏が知られてはならない関西電力の情報を握る人物であるとの認識も薄らいでいくことになるが、森山氏は後記第4章第1、2のとおり、高浜町退職後すぐの時期から関西電力の役職員に対し多額の金品を提供するようになっている。こ

⁶³ ただし、後記第4章第2のとおり、関西電力は、森山氏の取引先に対する発注要求に応じるなどしており、原子力発電所の稼働が森山氏の利益にもかなう状況は関西電力自身が作出している側面が大きい。

の関西電力の役職員が森山氏から多額の金品の提供を受領しているという事実が公表されれば、現況がそうであるように、関西電力が社会から大きな批判を浴び、原子力発電所の運営が揺るがされかねないものであり、森山氏は、関西電力の役職員に対し多額の金品の提供を続けることで、新たに関西電力の知られてはならない情報を作成していったものである。

3 高浜町退職後の森山氏と関西電力の関係

(1) 森山氏に対する経済的利益の提供及び饗応接待

ア 関電プラントの顧問委嘱及び報酬支払い

前記第1、5(1)のとおり、森山氏は、関電プラントの顧問に就任し、1987年7月1日～2018年12月31日の間、その地位にあった。森山氏に対する顧問報酬は年額200万円（源泉徴収後の金額）であり、毎年2回に分けて、現金100万円が森山氏に手渡されていた。税金等を考慮した場合、森山氏は上記期間を通じて、関電プラントから少なくとも合計6780万円を受領していた。

イ 関西電力の役職員による挨拶、饗応接待等

原子力事業本部や高浜発電所等において一定の役職に就任した従業員は、森山氏に対して就任の挨拶や時候の挨拶等をしなければならないものとされており、この慣習については、前任者から後任者に対して引継ぎが行われていた。

また、森山氏は、度々、ホテルのレストランや日本料理店等において、関西電力の役職員と会食を行っていた。これらの会食には、本件取引先のうち、吉田開発、柳田産業、オーイング又は塩浜工業の各役員が同席することがあった。会食の費用は関西電力が負担しており、会食に出席する関西電力の役職員は、各自、数千円程度の手土産を持参し、それぞれ森山氏に渡していた。

そして、上記の会食とは別に、毎年、原子力事業本部の手配により、森山氏の誕生日会や花見等の行事が開催されており、これらの行事には、原子力事業本部及び京都支店に所属していた役職員、並びに、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の幹部が出席していた。関西電力は、これらの行事の費用を負担するほか、毎回、森山氏に対して手土産（数千円程度）や誕生日プレゼント（1～2万円程度）を渡していた。

これらの会食や誕生日会等の行事のために支出された金額及びその回数は、関西電力の接待交際費として記録されているものに限っても、別紙3-2-3-1のと

おり、2009～2017年の間の合計で金額にして8952万0036円、回数にして421回に上る⁶⁴。

また、関西電力の役職員は、森山氏の提案を受け、森山氏との旅行を実施していた。これらの旅行は、他の電力会社の原子力発電所の見学や核燃料サイクル施設の見学を目的とするものもあれば、懇親を目的とするものもあった。また、これらの旅行には、関西電力の幹部のほか、上記原子力発電所の見学等を目的とするものについては、福井県の職員等が参加することもあった。

後記第4章第1、2のとおり、森山氏から関西電力の役職員に対する金品の提供は、主に、これらの会食の機会に行われており、森山氏及び会食等に同席した本件取引先が、会食の席で関西電力の役職員に対して金品等を提供することもあった。前記2のとおり、この金品の提供等自体が関西電力の役職員の森山氏に対する弱みを作り出しており、森山氏が関西電力の役職員を意のままにすることができる要因の一つとなっていた。

なお、後記(2)のとおり、森山氏は、人権研修を通じて、関西電力において、「先生」としての地位を築いており、現に、関西電力から提供を受けた資料には、森山氏の呼称として、「森山先生」や「先生」との記載が度々登場している。また、本件ヒアリングにおいても、森山氏のことを「先生」と呼称する関西電力等や本件取引先の役職員が少なからず存在した。

(2) 関西電力の役職員に対する人権研修

関西電力の高浜発電所では、1987年末、従業員間でいわゆる同和地区出身者であることを理由とする差別事件が発生し、また、1988年初頭、業務を受託していた関西電力の協力会社の従業員が同和地区出身者に対する差別発言をし、これに対して部落解放同盟高浜支部から問題提起がされるということがあった。

関西電力は、従前より人権研修を実施していたにもかかわらず、原子力発電所に関わる従業員・企業において、上記の差別事件が発生したことを受け、人権に対する問題意識を更に向上させるために、同年以降、主に原子力発電所関連の要職に就いている関西電力の役職員⁶⁵を対象とした人権研修を開催することとした。

1988年4月に第1回の人権研修である「同和问题懇親会」が開催され、1989年2月には人権事件に関する学習会が開催された。その後、同年8月に、森山氏

⁶⁴ 古くは、交際費は年間200万円の限度で電気料金の原価に算入されていたが、1982年の税制改正において支出交際費の全額が損金不算入とされて以降は、電気料金の原価に参入していない。

⁶⁵ 関電プラント等の役職員が出席する場合もあった。

より、関西電力において福井県・法務局も関与した同和研修会を開催したい旨の要請があり、同月、第2回の人権研修である「同和問題研修会」が開催された。その後、関西電力は年に1回「幹部人権研修」⁶⁶を継続的に実施しており、森山氏は、2017年まで当該研修の講師を務めていた。研修の開催場所は、主に福井県内の関西電力の施設や公共施設であるが、2016年度の研修は大阪市北区中之島の関西電力本店で開催された。

人権研修には、関西電力の取締役、原子力事業本部長や執行役員等をはじめとした重役が出席しており、また、副知事等、福井県の要職が来賓又は講師として出席していた。講師は、森山氏のほか、福井県や高浜町の要職の職員等が務めており、これらの講師が講演を行い、森山氏が最後に総括を行っていた⁶⁷。

社内において人権研修を行うことが意義あるものであることは論を俟たないが、この人権研修が、関西電力において、森山氏の「先生」としての地位を関西電力役職員に広く知らしめ、かつ、根付かせることとなった一面があることは否定できない。特に、人権研修は、森山氏にとって、関西電力の役職員に対し、森山氏が副知事等の県の要職にある人物を招聘することができるだけの影響力を持っていることを見せつける絶好の機会となった。さらに、森山氏は、人権研修の機会に、関西電力の高位の役職員を出席者の前で罵倒・叱責することもあった。こうしたことによって、森山氏の関与する人権研修は、関西電力役職員の間で、森山氏に対する畏怖の念を醸成する一因となっていた。

(3) 関西電力の役職員に対する森山氏の罵倒・叱責

森山氏は、関西電力役職員に対する人権研修や、関西電力役職員との会食等、工事情報の提供や発注要求等、関西電力の役職員と森山氏が接するあらゆる局面で、時として相手を恫喝・叱責するとともに苛烈かつ執拗な態様で精神的に追い込むという行動を取っていた。

例えば、森山氏には、関西電力の役職員に対して何か意に沿わないことがあると、即座にかつ長時間にわたり大声で罵倒・叱責を続ける（ホテルのロビーのラウンジ等の公衆の面前で長時間にわたり大声で罵倒・叱責を続けた例もある。）、関西電力の役職員の自宅に押しかけて役職員の家族の前で近隣にまで聞こえる大声で罵倒・叱責する、関西電力の役職員の面前で、あえてその上司に当たる者に対し激しく罵倒・叱責する、人権研修等の機会に県等の地方自治体の職員等を叱責等することで、地方自治体にも影響力があることを見せようとするなどに

⁶⁶ 1998年頃以降は、この名称に統一されている。

⁶⁷ なお、人権研修の講師を務めたことに対する報酬は数万円～10万円程度であり、森山氏が講師の場合も他の者が講師の場合も報酬に特段の差異はなかった。

代表されるように、時として恫喝により相手に不安感・恐怖感を植え付け、相対的に自分の優越的な地位を確保するという行動がみられた。

また、その際には、時として、原子力発電所の運営や、関西電力の役職員とその家族、関西電力における地位等、様々なものに対して害悪を与える可能性を示唆するなどの行為が伴っていた。

本件ヒアリングにおいては、森山氏から金品等を提供された関西電力の役職員が、その受領を謝絶し、又は、後日受領した金品等を返還しようとする、森山氏から罵倒・叱責を受けることとなり、金品等の受領を拒絶したり、受領した金品等を返還したりすることができなかつたと述べる者が多くみられた。

前記 2 のとおり、時代によってその背景は異なるものの、関西電力の役職員は、森山氏が原子力発電所の運営に影響を及ぼすおそれについて、一定の現実的な懸念を抱いていたものと考えられる。また、関西電力の役職員は、面前で取締役クラスの上席者が森山氏から罵倒・叱責を受ける姿を目の当たりにするとともに、それらの上席者が森山氏を大事にすべき存在又は脅威として丁重に扱っている事実直面したり、森山氏による罵倒・叱責の体験談や森山氏の取扱いについての引継ぎを受けることで、森山氏を大事な存在又は脅威と捉える認識が連綿と受け継がれ、結果、全ての者が森山氏を丁重に取り扱うようになっていったものと考えられる。

このように、森山氏は、金品提供等のほか、時としてこうした罵倒・叱責による恫喝をも手段として、関西電力の役職員を自らの意に添うようにしてきたものである。

(4) 関西電力に対する森山氏からの要求

ア 工事に関する情報の提供要求・発注要求

後記第 4 章第 2 のとおり、森山氏は、関西電力の役職員等に対し、本件取引先等に対する工事等の発注予定情報を提供するように要求し、関西電力の役職員等はこれに応じていた。また、後記第 4 章第 2、第 3 のとおり、森山氏は、関西電力の役職員等に対し、本件取引先等に対する発注を要求し、関西電力の役職員等がこれに応じて、特定の工事の発注を約束したり、次年度の発注額を枠取りしたりしている事例が多数あった。

イ その他（関西電力の人事への介入）

森山氏は、同氏が高く評価している役職員について森山氏と接点のある役職

に留まらせるよう働きかけ、あるいはこうした役職員の異動に際しては厚遇するよう働きかけることがあった。実際に、関西電力が森山氏に配慮して当該役職員を通常の人事周期よりも長期間当該役職に留まらせることや、当該役職員を当該役職から異動させる際には森山氏の意向を踏まえて社内の慣例よりも高い役職に任命することがあった。

また、森山氏は、関西電力が社内の特定の役職に社外の者を登用する局面においても、関西電力が既に特定の人物の雇用継続を決めていたにもかかわらず、森山氏と接点のある別の者を雇用するよう関西電力に強く要求したことがあった。この結果、関西電力は、従前決定されていた人事方針を変更し、森山氏の要求する社外の者を当該特定の役職に登用したことがあった。